

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
種	永年	5 1		
教育民生常任委員会記録				
日時	令和 3 年 3 月 1 6 日 (火)	開会 閉会	午前 8 時 5 8 分 午後 1 時 1 6 分	会場 総合保健福祉センター 2 階会議室 1
出席者	委員長 佐々木 學 副委員長 柿谷 悟 委員 豊島美代子 委員 西村 泰一 委員 大崎 稔 委員 吉野 寛招 委員 西山 慶 委員 高橋 立一			
市側出席者	副市長 (松岡 哲也) 教 育 長 (細木 忠憲) 学校教育課長 (北川 洋子) 生涯学習課長 (岡本 憲仁) 海洋スポーツパーク構想推進監 (高橋 孝典) 子ども・子育て支援課長 (中山 明) 福祉事務所長 (井上 幸一) 長寿介護課長 (吉本加津代) 健康推進課長 (森光 澄夫) 環境保全課長 (嶋崎 貴寿) 市民課長 (松浦 永治) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 【事務局】局長：小野 昌司 主監 堅田 智也			
欠席者	なし			記録者 堅田 智也
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 4 号 須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について			原案可決	
市議案第 5 号 須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について			原案可決	
市議案第 1 0 号 須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 1 1 号 須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 1 2 号 須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第 1 3 号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について			原案可決	

市議案第 1 4 号	須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 1 5 号	須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	原案可決
市議案第 1 7 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 1 8 号	令和 3 年度須崎市一般会計予算について	原案可決
市議案第 2 1 号	令和 3 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 2 号	令和 3 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 3 号	令和 3 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 7 号	令和 3 年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決
市議案第 2 9 号	令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）について	原案可決
市議案第 3 1 号	令和 2 年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
市議案第 3 2 号	令和 2 年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
市議案第 3 4 号	令和 2 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
市議案第 3 6 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 7 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 3 8 号	指定管理者の指定について	原案可決

（２）請願・陳情について

陳 情第 2 1 号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書《継 続》	不 採 択
------------	----------------------------	-------

教育民生委員会記録《令和 3年 3月16日》

○午前 8時58分 開会

~~~~~

○佐々木委員長＝ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第4号 須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の
制定について

○佐々木委員長＝まず、市議案第4号須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第4号須崎市立上分交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書11から15ページです。

この議案につきましては、上分地区で結成された地域自主組織により地域づくりを進めていく上で、上分公民館を生涯学習の他、地域課題の解決や地域振興を図るための活動拠点として利用可能な施設とするため、須崎市立上分交流会館として設置することについて、地方自治法第244条の2の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、

第1条設置では、地域の活性化を図り、明るく豊かな市民生活の向上に寄与するとともに、生涯学習を推進する施設として須崎市立上分交流会館を設置するとし、

第2条では名称、位置を、第3条、第4条、第5条で指定管理による管理、業務、権限について定めております。

第6条では休館日について、第7条では利用期間の制限、第8条では利用時間、第9条では利用の許可等、第10条では目的外利用等の禁止、第11条では利用の許可の取消し等について、第12条、第13条、第14条では使用料、使用料の減免、還付について、第15条から第21条までは利用者の責務、設置の制限、原状回復の義

務、管理上の立入り、遵守事項、入場の制限、損害賠償を定めるとともに、第22条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしております。

なお、附則としまして、第1項で、この条例の施行日を令和3年4月1日とし、第2項で、この条例の制定に伴い、須崎市立公民館及び学校使用条例に定めていた上分公民館の使用料の規定を削除することとしております。

また、本条例の別表、第12条の使用料につきまして、定めることといたしております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これ全体的に、これ以外もなんですけども、会場の使用料が非常に高いというふうに思いますけど、これはまた、今、このところで生涯学習課長に、まあ全体が生涯学習課のほぼほぼ管轄なんですけど、これはどんなふうに思っておいでるがでしょうね。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝私の所感といたしまして、そんなに高いとは感じておりません。以上でございます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝まあ、本当にここを拠点に、どれだけ自主組織として成熟した議論がなされたのかっていうのはちょっと分かりませんが、自主組織に向かってですね、分かりませんが、やっぱりここを拠点に地域の課題解決なんかを進めていこうというふうなことで非常に頑張って、やっぱりここが拠点にもなるわけですが、その地域の人が大体これ使うわけですからね、日頃からいろんな意味で、何かそんな意味では、もう本当に地域にほぼ無料に近い金額で開放したらいいっていうような考え方が須崎市側にあってもいいように思いますけど、教育長にお聞きしていいですか。

○佐々木委員長＝教育長。

○細木教育長＝必要な場合には減免の制度もございますので、特段高いという判断はいたしておりません。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第5号 須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の
制定について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第5号須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第5号須崎市立久通交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は16、17ページでございます。

この議案につきましては、須崎市立久通地域総合コミュニティセンターの指定管理者である高知県漁業協同組合久通支所の廃止に伴い、同コミュニティセンターを指定管理から市の管理へ戻すため、同コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第1条設置では、地域住民の交流を図り、福祉の増進に資するため須崎市立久通交流会館を設置するとし、第2条では名称、位置を、第3条で管理を、第4条では原状回復の義務を、第5条では損害賠償を、第6条では使用料、第7条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしております。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これは、もし、結局市のほうが許可を与えるというものになるかと思うのですが、問合せ先というのは生涯学習課になって、それで、例えば利用したい人がそこで鍵を借りたりして、利用して、無料で使わせてもらうということになるのでしょうか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝豊島議員のおっしゃるとおりでございまして、外から来られた方は生涯学習課にお問合せになると思うんですが、ほぼ地元の使用を前提としておりまして、地元の部落長様には鍵をお渡しして、無料で使っていただけるという状況でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第10号 須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第10号須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第10号須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は27から30ページでございます。

この議案につきましては、海洋スポーツパーク構想に基づき、現在、浦ノ内坂内地区に建設中であります坂内カヌー場体験学習施設が令和3年3月に竣工予定となったことなどから、須崎市立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第3条でよこなみオートキャンプ場とカヌー場施設を併せてカヌー場とすることとし、第7条にカヌー場管理棟及び体験学習棟に連続して宿泊利用する場合の規定を追加しております。

別表第1の改正は、体験学習施設の使用料の設定とキャンプ場宿泊料等の規定の削除、体験学習棟並びに管理棟での宿泊使用料の設定等であります。

別表第2の改正は、ドラゴンカヌーの利用料金の限度額を1人1回当たり1,500円から1艇1回当たり4万円に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝この施設で、例えばですが、このカヌー場の体験学習棟で宿泊をするとか

いう場合に、例えばなんですけれども、里帰りをしてきた家族がここで泊ってみようかみたいなことになった時に、そこにガスカセットコンロなんかを持ち込んで、それで、このカヌー場研修棟の、その研修棟というところですね、1区画が幾らと書いてありますけど、ここで使って、自分たちで持ち込んだ器具、そういうものを使う、あるいは自分たちで寝具を持ち込む、そんな使い方っていうのも、この1人2,000円と、それからそのあと研修棟の利用料の100円とか200円とかを支払って使用するということが可能ということでしょうか。

○佐々木委員長＝海洋スポーツパーク構想推進監。

○高橋海洋スポーツパーク構想推進監＝お答えいたします。

カヌー場での宿泊営業につきましては、現在のところ、スポーツを行うためにスポーツセンターを2日間以上連続して使用する5名以上の団体を使用団体というふう

に今のところ設定をしております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第11号 須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第11号須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第11号須崎市立公民館設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は31、32ページでございます。

この議案は、須崎市公民館設置条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

第4条第2項 については、公民館館長を非常勤の特別職から会計年度任用職員に整理したことにより、削除するものでございます。

第5条につきましては、社会教育法第29条第1項において、公民館の運営審議会の設置については、任意設置である、「置くことができる」に改正されており、これに合わせて同条中、「置く」を「置くことができる」に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これは、非常勤の館長は、この勤務をする場合の上限の年数というものはありませんか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝会計年度任用職員と同じでございますが、年度、年度で雇用でございますが、最大3年まで雇用が可能でございます。その後は、また再度選考ということになります。

○佐々木委員長＝総務課長。

○梅原総務課長＝今のをちょっと補足させていただきますと、会計年度任用職員としての雇用になりますと、年度ごとということですが、ずっと延長が可能です、更新、更新で。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第12号 須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第12号須崎市立公民館及び学校使用条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝それでは、市議案第12号須崎市立公民館及び学校使用条例等の

一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の33、34ページでございます。

この議案につきましては、公民館の使用料は、一部の施設を除き、前納制となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、施設の利用自粛及び利用が中止となった場合、使用料の還付処理が発生したことを踏まえて、今後においては、市民サービスの向上を目的として、特別な事情があると認められる場合には、文化会館やスポーツセンターと同様に、使用料の後納による対応を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第1条から第4条までのそれぞれの施設の使用料に関する条項につきまして、「市長が必要と認めるときは、この限りでない。」とのただし書を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第13号 須崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第13号須崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です、よろしくお願いいたします。

議案書35ページから36ページでございます。

今回の改正は、介護保険法の規定に基づき策定いたしました令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の改正に基づき、介護保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書36ページをお願いいたします。第3条の改正につきましては、第8期の介

護保険事業計画に基づき、保険料基準額は変更せず、第1項中、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項から第4項までの規定中、「令和2年度」を「令和2年度から令和5年度までの各年度」に改めるものでございます。

第6条の改正につきましては、保険料算定に係る当該年度の合計所得が租税特別措置法に規定される譲与所得等の特例控除申告により、控除後の額がゼロを下回る場合にゼロとするものでございます。

附則第7条中の改正は、第6条改正に伴う字句の整理でございます。

なお、附則といたしまして、第1条では、施行期日について、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、第2条では、経過措置として、この条例による改正後の須崎市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第14号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第14号 須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第14号須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について御説明をいたしま

す。

議案書３７ページから６２ページでございます。

今回の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和３年１月２５日に公布されたことから、これに関係する４条例について、それぞれ一部改正するものでございます。

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中において、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るための内容となっております。

なお、本条例は、

第１条で、須崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、

第２条で、須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、

第３条で、須崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、

第４条で、須崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をそれぞれ改正する内容となっております。

改正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底として、指針整理や研修及び訓練の実施、介護職の人員不足に対応するための職種及び員数制限の緩和、高齢者虐待防止のための措置に関する事項、介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、いわゆるハラスメント対策の強化、電磁的報道による記録等を可能とする事項や面会及び会議等の方法として、テレビ会議等ＩＣＴの活用、感染症及び非常災害発生時における業務継続計画策定等となっております。

それでは、３８ページ、

まず、第１条の一部改正につきましては、第２条改正により利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備と従業者への研修実施等、第１５条では、会議等において、テレビ電話装置等を活用した会議を可能とする事項、第２０条で虐待防止のための措置に関する事項、第２１条で業務継続計画の策定等、第２３条においては感染症の予防及び蔓延防止のための措置、第２９条では虐待防止に関する事項、第３３条においては電磁的記録等について規定をされております。

続いて、４０ページ下段から５２ページ、

第２条の改正につきましては、第３条及び第３２条、第４１条、５６条、６０条、７４条、１０１条、１２３条、１４６条、１７０条、１８８条に虐待防止のための措

置に関する事項を規定しております。第33条において業務継続計画の策定、第124条では介護従事者の就業環境が害されることを防止するハラスメント対策についての必要な措置を、第166条においては、栄養管理及び口腔衛生の管理を定めております。

また、雑則として、作成、保存その他これらに類するものの内、本規定に係るものについては、電磁的記録により行うことについて規定をしております。

続きまして、52ページから54ページ、

第3条の改正につきましては、利用者の人権の擁護及び虐待防止に関する事項として、第2条、19条、28条にて定めております。第20条は感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等、第22条では感染症の予防及び蔓延防止のための措置、第32条においては会議にテレビ電話装置等を活用することについて、

また、第6章雑則として、記録の保存・交付について、書面にかえて電磁的方法によることができると規定をしております。

続きまして、54ページから59ページ、

第4条の改正につきましては、第3条、28条、38条、58条、81条において、虐待防止のための措置に関する事項等として改正をしております。また、第29条では介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置及び業務継続計画の策定等を定め、第31条では、非常災害対策としての訓練実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければならないとしております。第32条では感染症の予防及び蔓延の防止のための委員会の開催、指針整備、研修及び訓練の定期的な実施を定め、第72条、73条、75条で認知症対応型共同生活介護事業所について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から改正を定めております。

第5章雑則として、第92条では、記録の保存等に係る見直しとして、その保存及び交付等について、電磁的方法を認めることと定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、ただし、第1条中、指定居宅介護支援等基準第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行するとしております。また、第2条から11条においては、それぞれの事項についての経過措置期間を定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これは、基準の緩和をする部分が、例えば職員の配置の問題なんかについてもあるということで、利用者側から見たときには、非常にそこら辺が心配になるところですが、具体的にはどんなふうなことになるのですかね、それを対応するために。例えば、人員の緩和ができますよという内容になっていますよね、この中で、そ

したら、人員の緩和をしていいですよということになったら、場合によったら、人が足らんかったら、足らんなりにやっていいですよみたいなことにもなってくる訳なんですけれども、そこら辺で放置をしておったらいかんように思うんですが、国の制度がそんなふうに変ったからといって、今でも本当に厳しい現場ですから、そのままではいかんように思うんですけど、それに対して何か手当てされることがありますか。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝現時点で、特に手当てをされるようなことというふうには伝わってきてませんけれども、例えば認知症のグループホームの場合に、今現在は1ユニット1人って、夜勤体制のケースなんですけれども、決まっているものが、3ユニット2人でいいよっていうふうに緩和されるというのは、具体的な例としては挙げられています。どの状況にしても、やっぱり利用者の安全性とかというのが一番大事なことで、そこをなおざりにするべきではないと思いますし、そういう改正ではないというふうには考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝須崎市の場合にはその3ユニットの施設がないから、具体的に言ったら、その部分については変わらないかなとも思うところなんですけれども、それに対して、全体的にですよ、今回、その人が足らんし、基準も緩和しましょうというところに来ているのかなと思って、非常に国における制度の改正、改悪というのを心配するところなんですけれども、人が足らんから別のところで、例えば、いろんな意味で、そのICTなんか使っていいですよみたいなことにも、職員同士の会議とかでもなっているんですけども、そのときの財源保障みたいなことについては、施設で用意するんでしょうか、それとも何か手当てされるんでしょうか。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝ICTの件につきましては県の補助金というのが用意されておりまして、2分の1の補助金になるんですけれども、その事業所の規模に応じた上限額を設定された形の補助が用意されてはおります。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝その差額補填を須崎市もしましょうみたいなことは議論されていますか。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝現時点で、須崎市が補助というのは、特には今、検討している段階にはございません。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決いたします。

豊島さん。

○豊島委員＝委員長、私は、この条例のその提案に対して、賛成はいたします。

賛成は致しますけれども、国において、非常に、国としてやっぱり手当てをしていない中で、人材も確保がなかなか出来ないというところで、いろんな基準の緩和とかも出てきたと思います。

一方では、そういう状況に対して国は対応をしていないにも関わらず、いろんな施設に対して、虐待防止の問題とか避難訓練とかに当たっては地域住民の参加を求めるようにしなさいとかいうふうなことで、訓練の実施を求めているとかいうふうなことで、非常に、事業所自体にとっては、あるいは、サービスを受ける皆さん方にとっては水準が厳しくなる、下がるというような状況になっているという問題点があると。

しかし、もう一旦国で決まって、これに則ってやっていかなければならないので、須崎市としても、今後は、施設側の要望なんかもいろいろと聞きながら、市としても必要があれば対応もしていくということを要望して、条例案には賛成するという意見を申し上げたいと思います。委員長報告でそういう報告をしてほしい。

○佐々木委員長＝ちょっと暫時の間、休憩。

午前 9時28分 休憩

午前 9時29分 再開

○佐々木委員長＝そしたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第15号 須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第15号須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を

廃止する条例について御説明いたします。

議案書63、64ページでございます。

この議案につきましては、同工房の土地所有者である「社会福祉法人くすのき」より焼物工房の解体撤去の申出があり、同工房の解体撤去を予定しております。これに伴い、須崎市焼物工房の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第17号 専決処分の承認について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第17号専決処分についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝市民課です。市議案第17号 別冊 令和2年度須崎市一般会計補正予算（第10号）につきまして、市民課所管分の御説明をいたします。

補正予算書の5ページを御覧ください。歳出でございます。

第2款 総務費 第3項 戸籍住民基本台帳費 第1目 戸籍住民基本台帳費、報償費 100万円の更正は、地方創生臨時交付金事業費、マイナンバーカード普及促進事業費で、マイナンバーカードを新規に取得しました市民の方へ配布する2,000円相当の商品券500万円分の購入費でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。歳入でございます。

第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、総務管理費補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,100万円の増額のうち100万円ですが、これは、先ほど御説明いたしましたマイナンバーカード普及促進事業に全額充当する補助金でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝続きまして、健康推進課分について御説明いたします。

別冊 補正予算書5ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2目 予防費 1,599万5,000円の補正につきましては、感染症対策事業費といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種準備に係るものでございます。主なものといたしましては、需用費といたしまして、接種券、マスク、手袋等の接種時に使用する物品に係る消耗品、委託料は、システム改修に係る委託料、備品購入費につきましては、薬用の冷蔵庫、また冷凍庫、プリンター等に係るものでございます。事業費の全額が国の補助金での対応となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝私は、この感染症対策費については全く異議を申し上げるものではございませんが、このマイナンバーカードを発行することについては反対です。

ちょっとお聞きしますけれども、県内ではこの予算を、地方創生臨時交付金なんかを使って、こういう形で商品券を市民の皆さん方につけてカードの普及を進めるという対応をしている市町村は、どういうところがありますか。

○佐々木委員長＝市民課長。

○松浦市民課長＝他の市町村としましては、宿毛市様が、申請者に対しまして商品券1万円を配布しております。あと四万十町様が、同じく申請者に対して商品券5,000円分を配布しております。両市とも非常に交付率が向上しております。以上でございます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝私は、このマイナンバーカードそのものに、非常に異議がありますし、これはそんなに、マイナンバーカード大丈夫ですよっていうふうな、こんなカードを配られていますけれども、総務委員会でこれに関連する議案が出てきたときに、宮田委員のほうからこの危険性について申し上げますけれども、委員会が変わるから同様な発言になりますけれども、マイナンバーカードの中で電子証明書というものがあるわけですが、その電子証明書には発行ナンバー、発行番号というものがありまして、その発行番号が、利用制限が全くかかっていないというふうなことで、これによっていろんなものが今後紐づけされていくと。だから、マイナンバーをつけるだけじゃなくて、マイナンバーカードの発行を国として進めているという、今のその日本の国の方向性、デジタル庁をつくる云々というようなことも言ってますけれども、そこに非常に監視社会にこれから向かっていく、全てのものが紐づけになっていくと

いうふうなことで、息苦しい世の中になるということを非常に懸念をしております、このマイナンバーカードを普及するに当たって、こういった問題点も市民の皆さん方にお知らせもせず、全くいいものですよ、すばらしいものですよみたいなことで2,000円の商品券をつけて普及を図ろうとする、その須崎市側のやり方についても、本当にそれで市民を尊重しているのかなと、人権を尊重しているのかなというふうな思いもいたしまして、この議案、その予算には反対をするものです。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝今、豊島さんの御意見ありました。ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第18号 令和3年度須崎市一般会計予算について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算についての当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝市民課です。よろしくお願いいたします。

それでは、市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算の市民課所管分につきまして、別冊 令和3年度当初予算主要事業説明書より御説明いたします。

まず、説明書の48ページでございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第9目 諸費 細目2 臨時ナンバー交付等事務費は、自動車臨時運行ナンバー交付に係る事務費としまして1万2,000円を計上しております。これは、臨時運行許可番号プレートの貸出しに関する事務費でございます。

続きまして、説明書の64ページをお願いいたします。

第3項 戸籍住民基本台帳費 第1目 戸籍住民基本台帳費 細目2 戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム改修・保守委託料、住基ネットシステム保守委託料、その他一般事務費としまして929万2,000円を計上しております。昨年度より331万8,000円の減額となっておりますが、これは、主に戸籍システム改修委託料の

減額によるものです。

次のページを御覧ください。

細目４ マイナンバーカード交付事務費 ５３３万２，０００円は、マイナンバーカード交付に関する会計年度任用職員の人件費及び住基ネット統合端末等、コンピューター端末追加の委託料です。

続きまして、説明書の７４ページでございます。

第３款 民生費 第１項 社会福祉費 第１目 社会福祉総務費、細目７ 国民健康保険特別会計繰出金 ２億９，７２７万円は、保険基盤安定分、財政安定化事業分、そして、事務費等分を合わせまして計上しております。昨年度より７８９万７，０００円の減額となっておりますが、これは国保の被保険者の減少によるものでございます。

続きまして、説明書の１１４ページでございます。

第５目 老人福祉費 細目１８ 後期高齢者医療事業費 ５億５，５２１万円は、内訳としまして、

広域連合運営のための負担金としまして、後期高齢者医療広域連合業務負担金を１，４７９万７，０００円、

保険給付費に係る市町村負担分として、後期高齢者医療療養給付費負担金を４億９１９万１，０００円、

基盤安定負担分や事務費分として、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を１億３，１２２万２，０００円を計上いたしております。

続きまして、１ページめくっていただいて、説明書１１６ページでございます。

第６目 国民年金費 細目１ 国民年金費 １４万４，０００円は、国民年金に関する事務に要する消耗品費等事務費経費となっております。

続きまして、説明書の１７９ページでございます。

第４款 衛生費 第１項 保健衛生費 第１目 保健衛生総務費 細目１２ 健康づくり事業費 ３９７万３，０００円は、後期高齢者への健康診断の勧奨及び実施に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝令和３年度の福祉事務所が所管する当初予算について、主なものにつきまして説明させていただきます。

当初予算主要事業説明書は７２ページからでございます。

まず、３款 民生費 １項 社会福祉費でございます。細目０２ 社会福祉総務費 ４，６７５万３，０００円でございますが、主な内訳につきましては、

民生委員児童委員協議会補助金 ４７２万３，０００円、戦没者追悼式委託料 ６６万円、社会福祉協議会運営補助金 ４，０９１万６，０００円であります。

次のページの

細目04 行旅病人救護費として17万円、

次で、75ページの

細目09 地域福祉計画策定事業費として15万3,000円を計上しております。

次のページの

細目15 あったかふれあいセンター事業費として2,509万8,000円ですが、地域福祉の拠点として活動を行うもので、

その内訳としまして、

社会福祉協議会に1,282万2,000円、

浦ノ内地区自主組織へ627万2,000円。

そして、新たに安和地区での拠点を追加して、集落活動センターあわに600万3,000円を委託料として支出するものであります。

続きまして、77ページの2目 障害者福祉費でございます。

細目01 障害者福祉費 426万円でございますが、障害福祉全般に要する経費を計上しております。

その次のページの

細目04 重度心身障害児者医療費 5,100万円でございますが、重度心身障害児者の医療費自己負担分の助成に要する経費でございます。

その次のページの

細目05 特別障害者手当等給付費 700万円は、精神または身体の著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別な介護が必要な在宅障害児者に支給されるものでございます。

その次のページ、

細目06 福祉タクシー事業費 539万円でございますが、生活圏拡大と社会参加促進を図るため、重度心身障害児者や人工透析を行っている方がタクシーを利用した際に料金の一部を助成するものであります。令和2年度より自家用車を利用する際にも助成することとしたことにより、タクシーかガソリンかの選択ができるものとしております。

その次のページの

細目11 住宅改造支援事業費は、前年度と同額の66万6,000円を計上しております。

83ページ、

細目16 障害者相談支援事業費 1,690万7,000円でございますが、サービス利用計画の作成、相談事業を行うための人件費等ございまして、社会福祉協議会に委託費として支出するものでございます。

85ページの

細目20 心身障害児（者）福祉年金給付費 25万2,000円を計上しております。

その次のページ、

細目22 難聴児補聴器購入助成事業費 11万6,000円は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の18歳未満である難聴児に対し、補聴器の購入に係る費用の一部を助成するものでございます。

次に、88ページ、3目 障害者自立支援給付費に移ります。

細目01 障害福祉サービス給付費は、居宅介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、計画相談支援などの給付費でありまして5億1,000万円、前年度に比べて2,510万円の増額となっておりますが、前年度の実績に応じた計上をしております。

その次のページの

細目02 補装具給付費 500万円は、身体障害者の失われた身体機能を補完または代替する補装具の購入や修理に係る給付で、費用の1割を原則自己負担額とするものでございます。

その次のページの

細目03 障害者自立支援医療給付費 5,051万7,000円は、障害を軽減したり、機能回復のための医療費を助成するものであります。原則1割自己負担ですが、所得や重度かつ継続的に応じて上限額がありまして、負担が重くならないように措置をしております。

その次のページ、

細目04 障害者自立支援給付費支払手数料は、審査支払いに要する費用で72万円を計上しております。

次のページ、

細目05 障害児給付費 4,209万2,000円は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等給付費に要する費用でありまして、実績により前年度分700万円の増額をしております。

次のページ、

細目06 障害者療養介護医療給付費 621万6,000円は、医療的ケアの必要な障害者で、常に介護が必要な方に対し、医療機関において機能訓練や食事、入浴等のサービスを提供した場合の給付でございます。

次のページ、

細目07 高額障害福祉サービス等給付費 44万7,000円につきましては、前年度の実績により増額をしております。

続きまして、96ページの4目 障害者地域生活支援事業費に移ります。

日常生活用具給付等事業費 790万円につきましては、重度の障害者に自立支援

用具を給付することにより日常生活の便宜を図るものとして、主なものとしては、紙おむつ、ストマ装具の給付であります。

次のページ、

細目03 移動支援事業費として 150万円、前年度と同額であります。現在8名の利用者の登録があります。

次のページ、

細目05 生活訓練等事業費 115万円は、社協への委託料でございます。

次のページの

細目06 日中一時支援事業費は、障害者の日中活動の場確保と家族の就労支援及び介護負担の軽減を図るもので、144万円を計上しております。

次のページの

細目07 社会参加支援事業費 88万6,000円は、障害者の社会参加を支援する経費でございます。

続きまして、105ページであります、

細目14 地域活動支援センター事業費 360万円でございますが、「地域生活支援事業」の一つとして国の必須事業とされておりまして、障害者の創作的・生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与するものでございまして、秋頃の事業開始を目指しているものであります。

次に、162ページに飛びまして、3項 生活保護費に移らせていただきます。

まず、

細目02 生活保護総務費 561万9,000円は、生活保護の申請・受付・支給に要する経費となっております。

次のページ、

細目03 生活困窮者自立相談事業費 1,340万6,000円は、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対し支援を行うもので、社会福祉協議会に委託しているものであります。

次のページ、

細目04 被保護者就労支援事業費 238万6,000円は、生活保護受給者の就労支援員の雇用に関する経費。

次のページ、

細目06 生活困窮者住居確保給付金事業費 153万円は、離職等により住居を失う恐れのある方の住居確保のための給付を行うもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より 122万4,000円増額を見込んでいるものです。

次のページ、

細目07 生活困窮者就労準備支援事業費 545万5,000円は、生活困窮者の中で長期の失業者や就労経験のない方に就労に向けた基礎能力の形成支援等を行う

事業で、社会福祉協議会に委託し実施するものでございます。

次のページ、

細目08 生活保護適正実施推進事業費 257万9,000円は、生活保護受給者の年金等の調査を行う年金調査員の雇用の経費、

また、次のページの

細目09 医療扶助適正化事業費 339万円は、生活保護の適正な運営確保をするため、レセプト点検を委託する経費で、医療費扶助の適正化を推進するためのものでございます。

次のページの

細目11 生活困窮者家計改善支援事業費 361万9,000円につきましては、家計に課題を抱える生活困窮者を支援するもので、これも社会福祉協議会に委託し実施するものです。

171ページ、

2目 扶助費 細目01 生活保護扶助費は 10億円で、前年度同額を計上しております。

最後になりますが、173ページ、

細目02 災害援護資金貸付金 180万円は、前年度と同額の計上となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課所管の予算につきまして御説明いたします。よろしくお願いいたします。

別冊 予算書62ページ、主要事業説明書106ページからでございます。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第5目 老人福祉費でございます。

なお、説明は主な事業をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

主要事業説明書106ページをお願いいたします。

主な事業につきましては、まず、老人福祉費では、敬老会事業等記念品費 105万8,000円、敬老会事業委託料 356万4,000円、介護予防事業に係る備品購入費として 90万8,000円、特別養護老人ホーム葉山荘負担金 534万7,000円、これは、葉山荘に勤務している須崎市在住の職員に係る児童手当負担金及び施設設備等の修繕等負担金でございます。

次に、108ページ、

福祉タクシー事業費は 526万2,000円を計上しております。なお、事業費のうち516万は、すさきがすきさ応援基金の活用を予定しております。

続いて、109ページ、

住宅改造支援事業費は 133万2,000円でございます。

次に、予算概要113ページをお願いいたします。

老人施設入所措置費（養護分）は、中土佐町の双名園等、養護老人ホーム入所者措置費で、前年度と同額の3,000万円を計上しております。2月末現在の利用者は9人となっております。

続きまして、115ページ、

高知県福祉避難所指定促進等事業費 266万円は、県の2分の1補助金を活用して整備するものでございまして、令和2年度中に指定した施設及び運営訓練実施に対して必要な備品購入等が対象となるものでございます。

続きまして、124ページ、

介護保険特別会計繰出金は 4億5,004万5,000円でございます。

125ページ、

中山間地域ホームヘルパー養成事業費 97万7,000円は、県の事業補助金を活用して、地域における介護人材確保のため、ホームヘルパー養成の介護職員初任者研修を実施するものでございます。

また、予算概要126ページの

中山間地域介護サービス確保対策事業費は 80万円を計上しておりまして、本事業は、中山間地域の特に採算性の厳しい地域を対象に、サービス確保の観点から事業者に助成する県の補助事業で、本市では上分地域、浦ノ内地区、久通地区が該当しております。

続きまして、127ページ、

指定介護予防支援事業費は 184万9,000円を計上しておりまして、介護予防給付に関するマネジメントを行うための事業でございまして、地域包括支援センターに係る須崎市社会福祉協議会への委託料等でございます。

最後になりますが、予算概要書204ページをお願いいたします。

シルバー人材センター運営補助金といたしまして、中土佐町との人口割で、本市の負担分として 959万7,000円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝この際、10分間休憩を取ります。

午前 9時59分 休憩

午前10時10分 再開

○佐々木委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○森光健康推進課長＝続きまして、健康推進課が所管する予算について御説明申し上げます。

予算書は71ページ、当初予算概要は174ページからでございます。

予算書71ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第1目 保健衛生総務費につきましては、昨年より713万2,000円多い1億2,035万円を計上しております。

主な事業といたしましては、予算概要175ページからでございます。

175ページ、

幼児健康診査事業費は、1歳6か月児と3歳児を対象とする健診に係る事業といたしまして、医師への報償費、委託料、医師送迎用タクシー使用料等132万8,000円を計上しております。

続きまして、予算書につきましては72ページ、予算概要は176ページでございます。

母子保健事業費につきましては、妊婦健診や乳児健診等の母子保健に係る事業といたしまして2,436万2,000円を計上しております。

主なものといたしましては、

妊婦・乳児一般健康診査委託料といたしまして1,654万4,000円、これは、妊婦に交付されます14回分の妊婦健診、2回分の産婦健診、妊婦歯科健診、新生児聴覚検査、病院で行う2回分の乳児健康診査のほか、市が実施する4か月児の健診に係る費用でございます。

次に、一般・特定不妊治療費補助金175万円につきましては、本市では、特定不妊治療に加え、一般不妊治療も対象にしております、令和2年度につきましては、2月末までに一般不妊治療2件、特定不妊治療11件の助成を行っております。

次に、妊婦健診交通費補助金436万8,000円、これは、妊婦健診の際に1回当たり2,600円、14回を上限に交通費を助成することで定期的な受診を促し、安心して出産できる環境づくりを進めようとするものです。

また、産婦健診交通費補助金につきましても、昨年の産婦健診の実施開始により、妊婦健診交通費補助金と同様に2,600円、2回を上限に交通費を助成しようとするもので、62万4,000円を計上いたしております。

なお、両補助金制度につきましては、すさきがすきさ応援基金を財源といたしております。

続きまして、予算概要177ページ、健康づくり事業費でございます。

健康づくり事業費299万1,000円につきましては、生活保護世帯、30歳代の健診実施に係る委託料、成人歯科健診のほか、自殺対策に係るものでございます。また、健康づくり推進協議会の補助金が50万円となっております。

続きまして、予算概要178ページでございます。

子育て世代包括支援センター事業費は 427万1,000円を計上いたしております。

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的に支援を提供する子育て世代包括支援センター運営に係る経費でございます。保健師を母子保健コーディネーターとして専任で配置し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定しております。

本事業につきましては、国の補助金が3分の1、県の補助金が3分の1となっております。

また、特に支援が必要とされる妊娠・出産期において、相談支援を行う産前・産後サポート事業の助産師の報償費といたしまして230万4,000円、こちらは国庫補助事業で2分の1の補助がございます。

このほか、ママサポート隊によるママカフェや地区育児相談でのママと赤ちゃんのふれあい事業へのサポートのための報償費16万8,000円、また、ヘルパー派遣事業といたしまして、家事援助サービスに係る委託料46万8,000円、産後ケア事業（宿泊型）の委託料といたしまして60万円を計上しております。

続きまして、予算概要180ページ、

すさきファーストウッド事業費 132万円につきましては、須崎市で生まれた赤ちゃんに、初めてのおもちゃとして木製玩具をプレゼントする事業でございます、乳児期からの木育を推進するものです。

令和元年度からの事業となっております。

令和2年度につきましては、乳児健診時に90人の方に木製玩具をプレゼントいたしております。

なお、財源につきましては、高知県木の香るまちづくり推進事業費、すさきがすきさ応援基金でございます。

続きまして、予算書につきましては73ページ、予算概要につきましては181ページでございます。

第2目 予防費につきましては、昨年より9,031万5,000円多い 1億4,818万3,000円を計上いたしております。

主な事業といたしましては、

新型コロナウイルスワクチン接種に係るものとして、感染症対策事業費8,813万円、こちらにつきましては、そのほとんどが接種委託料でございます、全額が国の補助金での対応となっております。

このほか、予算概要182ページになりますが、

予防費といたしまして 6,005万3,000円、こちらにつきましては、各種予防接種の委託料 5,700万円、その他消耗品費のほか、手数料等でございます。

予防費につきましては、風疹対策を引き続き実施をいたします。

令和3年度につきましては、今までにクーポン券を送付しております昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が対象で、クーポン期限の使用期限の延長により令和3年度も使用できるようになっております。

続きまして、予算書は75ページ、
第4目 医療対策費につきましては、昨年より69万3,000円多い2,835万1,000円を計上しております。

主な事業といたしましては、予算概要の192ページでございます。

診療所経費は138万円を計上しておりまして、診療所の光熱費や修繕料等でございます。

減額につきましては、令和2年度、県の僻地保健医療対策事業を活用いたしまして、浦ノ内診療所に「磁気加振式温熱治療器」を購入しておりますが、令和3年度には当該事業はないことから減額となっております。

次に、予算概要193ページでございます。

救急医療施設運営費 2,281万4,000円は、休日や夜間の救急医療及び休日当番制を高幡5市町で運営する経費となっております。

続きまして、予算概要194ページでございます。

医療機関等災害対策強化事業費 341万円は、災害時に備えて医療救護所にベッド、発電機等の資機材を整備する事業でございまして、次年度は朝ヶ丘中学校、上分小中学校の医療救護所に資機材の整備を予定をしております。

次に、予算書につきましては76ページを御覧いただきたいと思います。

健康増進事業費につきましては、昨年度より126万1,000円多い1,894万8,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、予算概要の195ページでございます。健康増進事業費です。

健康増進事業費 1,864万4,000円は、健康増進法に基づく胃がんや大腸がん等の各種がん検診の委託料 1,767万円のほか、郵送費などの関係経費でございます。

令和3年度も胃がん検診の内視鏡検査、乳がん・子宮がん検診の医療機関での個別検診も引き続き予定をしております。

なお、健康教育費、健康相談費、訪問指導費等につきましては、予算概要の196ページから198ページでございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝続きまして、環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝それでは、環境保全課分について御説明させていただきます。

主要事業説明書の183ページからでございます。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 3目 環境衛生費の細目1 環境衛生費 380万3,000円でございますが、これは、環境に関する検査や不法投棄対策など、市民の生

活環境の保全及び公衆衛生の向上のための経費として、主に降下ばいじん分析業務やアサリ貝等分析業務、それから、不法投棄防止のための監視カメラリース料、ふるさと新莊川清流保全協議会負担金などをそれぞれ計上いたしております。

次に、184ページの

細目4 高幡広域市町村圏事務組合負担金（斎場）でございますが、これは、須崎斎場の設備の老朽化に伴う改修工事に対する負担金として421万円を計上いたしております。

次に、185ページの

細目5 畜犬登録事務費として23万2,000円、これは狂犬病予防のための事業を実施するための経費として、高知県獣医師会への狂犬病予防注射委託料などがございます。

次に、186ページの

細目6 浄化槽設置事業補助金 1,001万8,000円につきましては、合併浄化槽設置者に対する補助金として、5人槽を15基分、7人槽を8基分、10人槽を2基分、それぞれ計上をいたしております。

次に、187ページの

細目7 環境にやさしいまちづくり事業費 20万5,000円につきましては、生ごみの減量化を目的として、コンポストや電動生ごみ処理機への補助金を計上いたしております。

次に、188ページの

細目9 クリーンエネルギーのまちづくり事業費は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金として100万2,000円を計上いたしております。

次に、189ページの

細目10 生活用水確保事業費は、生活用水を確保する仕組みづくりを推進するための補助として1,306万8,000円を計上しており、昨年より要望が出ておりました浦ノ内灰方地区での整備を計画をいたしております。

次に、190ページの

細目12 猫対策事業ですが、これは令和3年度より新たに実施しようとするものがございますが、野良猫の増加を抑えるために、猫の不妊・去勢手術に対する補助として30万円を計上いたしております。

続きまして、ページが飛びますが199ページに移ります。

2項 清掃費 1目 清掃総務費の細目2 清掃総務費 274万7,000円でございますが、これは、一般廃棄物の減量推進や適正処理の啓発等を行うための経費でございます。主なものでは分別収集庶務委員への報償費 224万3,000円、その他、消耗品費等を計上しております。

次に、200ページの

細目3 高幡東部清掃組合負担金は3億255万3,000円で、前年度比1億6,794万3,000円の減額となっております。

この減額の理由につきましては、平成30年から令和3年度にかけて実施しておりますごみ固形燃料化施設の基幹的整備改良事業が前年度より減額になったことと、高幡東部清掃組合へ新たに梶原町が加入することに伴うものでございます。

次に、201ページ、

細目4 一斉清掃経費につきましては、毎年6月の第1日曜日に実施しております市内一斉清掃のための経費でございます。

次に、202ページ、

2目 塵芥処理費でございますが、細目1 塵芥処理費は2億909万6,000円を計上いたしております。

これは、一般廃棄物の分別・保管・運搬・再生処分等の適正処理に要する経費でございます。

それと、主な支出の内訳でございますが、

まず、需用費、役務費等についてはクリーンセンターのそれぞれの経費となっております、

それから、委託費の1億8,120万4,000円のうち、

主なものにつきましては、

固形燃料化ごみの収集委託料が6,039万9,000円、

不燃ごみ収集委託料が4,215万6,000円、

指定ごみ容器製造委託料が1,352万5,000円、

それから、昨年度から委託しておりますクリーンセンター横浪の運転維持管理等包括的民間委託料が5,236万2,000円などの計上となっております。

それから、工事請負費の800万円につきましては、クリーンセンター横浪の浸出水処理施設設備改修工事でございます。

次に、203ページの

3目 し尿処理費ですが、細目1 し尿中間槽維持費は、主に大峰にあるし尿中間槽の用地借り上げ料及び舗装工事でございます。

環境保全課分の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝子ども・子育て支援課、よろしくお願いいたします。

それでは、子ども・子育て支援課所管分の予算分の一般会計当初予算につきまして説明させていただきます。当初予算、主要概要説明書のほうで説明いたします。

129ページになります。

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費について説明いたします。

児童福祉総務費としまして1,502万3,000円を計上いたしております。

主な内容としましては、委託料として、浦ノ内保育園、上分保育園、おひさま保育園の通園バスの運行費 1, 386万5, 000円を計上いたしております。

次のページになります。

第3子以降の出生に係る祝い金としまして、子育て支援金支給事業費 450万円を計上いたしております。

これは、市が単独で1人につきまして15万円を支給するものでございまして、30人分を計上いたしております。

次に、要保護児童対策地域協議会費としまして 277万6, 000円。

内容としましては、子どもを守る地域ネットワークに関する経費でございまして、主なものとしましては、児童虐待防止対策コーディネーター1名の雇用に係る経費としまして 259万2, 000円を計上いたしております。

次に、132ページをお願いします。

児童扶養手当事業費としまして 7, 559万円、

内訳につきましては、扶助費が 7, 547万9, 000円、その他の事務経費としまして 11万1, 000円を計上いたしております。

次に、病児・病後児保育事業費としまして、前年度と同額の246万8, 000円を計上しております。

これは、病後児保育としまして、須崎くろしお病院に委託しておりまして、病院内におきます託児所での保育士及び看護師によりまして対応をお願いしております。

次に、134ページ、

保育用事務費 22万8, 000円につきましては、保育園の入退所等の事務に係る経費でございます。

1ページ飛ばしていただきまして、136ページ、

子育て医療応援事業費につきましては、中学卒業までの医療費につきまして、自己負担分を市が全額補助する制度でございまして、その経費で、事務費が 134万4, 000円と医療費助成が 4, 700万円、合わせまして 4, 834万4, 000円を計上いたしております。

次に、ひとり親家庭自立支援給付事業費380万円につきましては、能力開発のための取組みを支援する自立支援教育訓練給付費としまして、1件分20万円、

それと、高等職業訓練促進費、これが新規で3人分360万円の合わせて380万円を計上いたしております。

そして、次に、ひとり親家庭医療費でございます。

これにつきましては、所得税非課税世帯の保護者または18歳までの児童に対しまして、保険医療の自己負担分を助成する事業でございまして、918万9, 000円を計上しております。

内訳としましては、扶助費として900万円、ほかの分も国保連合会への審査手数料となっております。

次に、母子生活支援施設保護事業費 349万円につきましては、DV等の被害にある母また児童を支援施設で保護する経費でございます。

次に、140ページをお願いいたします。

助産施設利用事業費、これにつきまして76万円を計上しております。

これは、経済的な理由で出産費用の負担が困難な方に対しまして助成するものでございまして、出産に必要な施設の費用の一部を負担することで、利用者1人当たり38万円の2人分を計上いたしております。

次に、安心子育て応援事業費につきましては66万1,000円計上しております。

内訳としましては、子育て支援センター、ここの3階の「はっぴいぽけっと」でございしますが、そこで実施しています一時預かりや子育て講座等の経費でございます。

次に、142ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画策定事業費としまして 7万5,000円、

子ども・子育て支援会議におきまして、支援事業計画の見直しのための委員の報酬の経費でございます。

次に、特別支援保育推進事業費 255万4,000円につきましては、保育園において、特に支援が必要な子供さんに対しまして、より質の高い保育の提供や小学校入学に際する支援を可能となるようコーディネーターを1名配置しておりまして、その1人分の人件費を計上しております。

次に、144ページをお願いします。

子ども・子育て支援法による施設型給付事業費 5,295万円、これにつきましては、公立保育園に入所している園児に係る経費となっております。

同じく次のページ、

地域型給付事業費 2,414万9,000円につきましては、公定価格から利用者負担分を差し引いた、子ども・子育て支援法に基づきました小規模保育事業所として認可を受けております市内のあゆみ乳児保育園や広域での小規模保育の事業所に給付するものでございます。

次に、146ページ、

ファミリー・サポート・センター事業費 29万6,000円でございます。

この事業につきましては、子供の預かりと受けたい方の登録によりまして、援助を行う会員となつていただくための講習会を開催する経費でございます。

次に、子ども・子育て支援法によります施設等利用給付事業費として 87万4,000円を計上しています。

これは、令和元年10月からの教育・保育の無償化によりまして、認可外保育施設や一時預かり事業につきましても同様に無償化されましたので、そのための経費でござ

ざいます。

次に、148ページをお願いいたします。

保育所副食費補助事業費 1,100万円につきましては、保育の無償化によりまして、保育料は無料になったものの、副食費（おかず）については対象外になっておりましたので、この分を市が独自に補助するものでございます。

次に、保育士等就職等奨励金交付事業費 225万円につきましては、保育士不足を解消するために、市内保育園等に正規雇用され、3年勤務することを約束された方につきまして、お祝い金を交付することによりまして保育士を確保するというものでございます。

これに対しまして、令和3年度の採用でございます、対象になりますが、須崎市保育協会におかれましても8名の方が採用されてると聞いておりますので、この方の大部分の方が対象になると考えています。

次に、150ページをお願いいたします。

養育支援訪問事業費 480万2,000円につきましては、この養育支援の必要な家庭を訪問しまして、相談や育児等の支援を行う家庭児童相談員2名の報酬等が主なものになります。

なお、今年度につきましては、児童福祉総務費のほうに計上をいたしておりました。

次に、151ページ、2目で児童措置費となります。

児童運営委託料としまして、民間保育園を運営しております保育協会への委託料としまして 3億9,167万5,000円を計上いたしております。

昨年度で2,500万ほどの減額となっておりますが、これは、保育園児が減ったことや、また、保育園の利用定員が少ないほど公定価格が、単価が上がりますが、利用定員の多いおひさま保育園が人気でして、そちらのほうに園児が集中したことが要因と思われます。

次に、保育協会の補助金でございます。

152ページです。

前年比 2,276万9,000円減の 1億5,755万8,000円となっております。

補助金につきましては、人件費の補填、また保育協会の本部の運営費等になりますが、この減額の理由としましては、臨時職員の雇用が減ったこと、また、吾桑保育園を3年度から指定管理という形で調整しておりまして、この単価の高い保育士、現状、主任でございますが、こちらの人件費が指定管理料のほうに計上されたことが主な原因でございます。

次に、153ページをお願いします。

児童手当給付費としまして 2億3,005万円を計上いたしております。

対象児童数は約1,730人を見込んでおります。

また、次のページとなりますが、
児童手当の事務費に係る経費としまして、前年同様の28万円を計上いたしております。

次に、155ページ、
保育者、保護者が病気や仕事などで養育できないときに、児童施設に子供を一時的に預かる事業としまして、子育て短期支援事業として、前年度と同様の41万4,000円を計上しております。

なお、令和2年、今年度につきましては、利用はございませんでした。

次に、156ページ、
多子世帯保育料軽減事業費につきましては、認可外保育所のちびっこハウスに入所しています第3子以降の子供の保育料に対する軽減の事業費でございます。

次に、157ページ、
第2子認可外保育料等軽減事業費、この93万6,000円につきましても同様に、ちびっこハウスの入所している第2子の保育園保育料の軽減に係る経費でございます。

次に、158ページ、
3目 保育園費の公立保育園運営事務費 139万7,000円を計上しております。
前年比で1,838万5,000円の減額となっておりますが、吾桑保育園の会計年度任用職員等の雇用の経費がこの指定管理料の経費に移ったためでございます。

主な内容としましては、内科嘱託医等の報酬28万3,000円でございます、もう一つが、安和保育園の入り口の門扉の改修工事が80万円となっております。

また、次のページになりますが、
指定管理制度によりまして、昨年に引き続きまして、保育協会へ安和保育園の運営委託料としまして4,654万5,000円を計上しております。

委託料の内訳としましては、職員の人件費が4,142万6,000円ほか、保育材料費等が395万8,000円等となっております。

次に、160ページになります。
令和3年度から保育協会への指定管理を予定しております吾桑保育園の運営管理委託料として4,007万9,000円を計上しております。

委託料の内訳で、主なものが職員人件費で3,474万7,000円ほか、保育業務を行うための事業費として416万7,000円等となっております。

次に、教育費のほうをお願いします。

予算概要の301ページになります。

10款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費でございます。

子ども・子育て支援課が所管しております幼稚園についての予算でございます、子ども・子育て支援法によります施設型給付事業費 2,710万4,000円につ

きましては、3歳から5歳の児童に対する標準的な教育時間に応じた教育に対する経費としまして、私立幼稚園への給付費となっております。

次に、303ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法によります地域型給付事業費 7万2,000円につきましては、幼稚園での一時預かりに係る経費でございます。

次に、306ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法によります施設等利用給付事業費 68万2,000円につきましては、教育・保育無償化に伴います幼稚園での一時預かり保育事業の利用者の利用料給付に要する経費でございます。

次に、幼稚園副食費補助事業費 71万5,000円につきましては、保育所と同様に、教育・保育の無償化の対象にならなかった副食費について、市が独自に補助をするものでございます。

次に、飛びまして、351ページをお願いいたします。

放課後児童クラブ推進事業費としまして 5,434万7,000円を計上いたしております。

放課後児童クラブにつきましては、市内に6つのクラブがございまして、その運営につきまして、平成30年度より須崎市放課後児童クラブ連絡協議会に運営を委託しております。その委託料としまして 5,399万8,000円、他に研修費や講師謝金、また、指導員や利用者の保険料としまして29万4,000円を計上しております。

次のページになります。

放課後子ども教室推進事業費 487万4,000円についてでございます。

放課後子ども教室につきましては、地域の皆様の御協力により運営をさせていただいております。

その歳出につきまして、指導員の謝礼としまして460万2,000円、その他保険代となっております。

なお、令和3年度から安和地域でもこの教室を開催することになりまして、須崎市内各地域で児童クラブ、そして教室を開催することができるようになりました。

次に、予算概要の359ページをお願いいたします。

10款 教育費 4項 社会教育費 3目 青少年対策費でございます。

青少年育成センター運営費としまして 198万1,000円を計上しております。

予算の主な内容としましては、補導員、センターママの出務報酬としまして 80万円、各公民館や育成センターの青パトの自賠責としまして27万円ほか、須崎市子ども会連合会の補助金、また、青少年育成市民会議補助金等となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝続きまして、学校教育課長。

○北川学校教育課長＝学校教育課分について御説明いたします。

予算の主要事業説明書の294ページからでございます。

主要な事業についてのみ説明をいたしますので、詳細につきましては後ほど御覧いただきたいと思います。

まずは、10款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費 240万1,000円は、教育委員会の運営に関する経費で、教育委員の報酬220万8,000円等でございます。

第2目 事務局費です。

学校教育課運営に関する経常経費として819万2,000円の予算額で、前年度比1,204万円の予算減額となっておりますが、これは、主に令和2年度に学校施設長寿命化計画業務の委託料1,120万円を見込んでおりましたことが不要になりましたことから減額となったものでございます。

296ページ、

学資金貸付金234万円は、教育の機会均等を図るため、経済的理由等により修学困難な者に学資金を貸与するものでございます。

298ページ、

スクールソーシャルワーカー派遣事業費570万円は、SSW、スクールソーシャルワーカー3人を配置するものでございます。

300ページの

風呂敷型学校づくり支援事業費79万2,000円は、本市において出現率の高い不登校・不登校傾向の児童生徒への支援を行うため研究や研修を行おうとするもので、県補助金2分の1の事業でございます。

302ページ、

学ぶ意欲を育む教育の充実事業費、これも県補助2分の1事業です。

教員の大量退職・大量採用に対応するため、若年教員の資質・指導力の向上を図るための研修に関する費用、さらには、本市の教育目標に掲げる「たくましく、心豊かな人づくり」を目指すための事業を行う等、425万2,000円を計上いたしております。

次に、304ページ、

使う・伝える・心をつなぐ情報教育推進事業費327万8,000円は、ICT支援員の配置やプログラミング教育に関する研修、情報モラルに関する研修等を計上しております。

次のページの

外国語教育推進事業費2,782万1,000円は、ALTの報酬等で、昨年度に引き続き3人体制、さらに8月から新たに3人増員を見込んでいるため、昨年度比で731万5,000円の増額となっております。

309ページです。

GIGAスクールサポーター配置促進事業費 396万円は、令和3年度から学校に1人1台端末が整備されますので、その支援をしようとするもので、全額委託料となっております。

次に、教育研究所費 264万7,000円は、教育研究所の運営に要する費用で、所長の報酬等でございます。

312ページ、

第2項 小学校費 第1目 学校管理費に移ります。

前年度より 564万6,000円増の 9,641万円を計上しております。

小学校の管理運営に関する経費でございます。

増額の主な要因は、令和2年度にすべての会計年度任用職員の共済費をまとめて事務局費につけていたものを、各会計につけたことによる増額でございます。

313ページ、

学校情報通信環境整備事業費は、ICT支援員配置費用、ICT研修費用、また、プログラミング教材や学習支援ソフト導入費用、フィルタリングライセンス費用、デジタル教科書使用料等を見込んでございます。

次のページです、第2目教育振興費でございます。

小学校教育振興費 197万3,000円は、小学校の日常の教育活動に要する経費を計上いたしております。

317ページの

要保護・準要保護児童扶助費 1,343万1,000円は、経済的な理由による就学の困難な児童の保護者を対象に、学用品費や給食費などの援助を行うための費用でございます。

320ページでございます。

地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業費 133万7,000円は、スクールガードリーダー2名の報償費等でございます。

323ページ、

特別支援教育支援員配置事業費は、前年度比 155万6,000円増の 3,673万4,000円で、会計年度任用職員を1名増やしております。

328ページ、

放課後等学習支援事業費 112万2,000円は、県補助事業で、放課後や長期休暇中に学習支援員を配置して、児童の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図ろうとするものでございます。

329ページ、

学校施設環境改善交付金事業費 6,076万5,000円です。

内訳ですが、

上分小学校のトイレ大規模改造工事の設計監理委託料として561万4,000円、工事費が5,025万7,000円、

浦ノ内小学校プール大規模改造工事設計委託料とし478万5,000円でございます。

続きまして、第3項 中学校費に移ります。

330ページでございます。

第1目 学校管理費 2,904万2,000円について、内容は、事業概要にあるとおりでございます、学校の運営管理に要する経費でございます。

331ページの

学校情報通信環境整備事業費は、小学校と同様で、1人1台タブレットを活用するためのICT環境を整備しようとするもので、学習支援ソフトやデジタル教科書の購入、フィルタリングライセンス料等を計上いたしております。

次に、第2目 教育振興費でございますが、

332ページの中学校教育振興費では、中学校の日常の教育活動に要する経費として499万3,000円を計上いたしております。

昨年度比362万4,000円の増額は、令和2年度の2学期から始めました弁当提供事業によるものでございます。

335ページ、

児童生徒心の居場所づくり推進事業費867万3,000円は、須崎市教育支援センターの指導員及び相談員などの雇用及び活動のための経費でございます。

昨年度比101万7,000円の増額は、昨年度別科目で計上していた共済費を計上しておるものでございます。

次に336ページ、

要・準要保護生徒扶助費に957万8,000円、これは昨年度に比べて420万7,000円増額となっておりますが、令和2年度から朝中、須中で給食に代わる弁当を給食費相当で提供し始めた、このことにより、他の給食費と同様に準要保護でも70%相当を支援する費用が増額となったものでございます。

339ページ、

特別支援教育支援員配置事業費1,459万2,000円は、昨年度と同数の特別教育支援員6人を配置する経費でございます。

345ページの

部活動指導員配置促進事業費は、会計年度任用職員3人分の報酬を計上いたしております。

347ページ、

学校施設環境改善交付金事業費6,252万7,000円ですが、その内訳といたしまして、

上分中学校トイレ大規模改造工事の経費で、設計監理料の 461万5,000円、工事請負費に 4,431万4,000円、

朝ヶ丘中学校校舎大規模改造工事設計委託料に 1,351万9,000円を計上いたしております。

最後に、議案書 別冊 予算書の116ページをお開きください。

11款 災害復旧費 第3項 文教施設災害復旧費 第1目 公立学校施設災害復旧費については、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝それでは、生涯学習課所管の予算について御説明いたします。

主要事業説明書348ページからでございます。

社会教育総務費、社会教育推進に要する経費で、報酬や報償費、旅費、需用費等を計上しております。使用料及び賃借料として 322万1,000円のうち、市民体育館・図書館用地賃借料は 317万8,000円で、総額は 443万4,000円となっております。

次ページ、人権教育総合推進事業費 24万7,000円。

次ページ、文化財保存事業費 130万2,000円。

次に、353ページでございます。

成人式事業費 103万8,000円は、延期した令和2年度と3年度の成人式を実施するための経費でございます。

次ページ、会計年度任用職員雇用経費、

公民館・図書館職員に係る雇用経費等で 3,784万2,000円、前年比 3,200万円増となっておりますのは、2年度は共済費のみの記載でございましたが、3年度につきましては雇用経費が全てこの細目に計上されているためでございます。

次ページ、「子ども司書」養成講座事業費 17万1,000円。

次ページ、自然体験型学習事業費、

上分地区で実施するかわうそ未来塾でございます。

経費 20万円は、全額県補助でございます。

次ページ、公民館費は、市内公民館等の運営経費 2,221万2,000円。

次ページ、地域自主組織運営事業費 2,404万2,000円。

浦ノ内・上分地域自主組織の運営事業の実施に係る委託料が 2,381万4,000円、その他、自主組織推進に係る経費でございます。

360ページに飛びます。図書館費、

図書館の運営や事業に要する経費は 497万9,000円。

次ページ、家庭教育支援基盤形成事業費、

図書館を活用した家庭教育支援に要する経費 49万5,000円。

次ページ、図書館等複合施設整備事業費 8,038万2,000円、
基本計画・基本設計・不動産鑑定等の委託料が 5,924万9,000円、
公有財産購入費「ゆたか」跡地の購入経費 2,100万円等でございます。

次ページ、文化会館運営費、
指定管理料 5,010万円等で、合計 5,810万7,000円でございます。

次ページ、保健体育総務費、
生涯スポーツの推進及び社会教育施設の維持管理に要する経費で 866万4,000円。

主なものは、需用費 194万1,000円は、体育施設の電気代や施設の修繕料などでございます。

負担金補助及び交付金 420万6,000円は、ドラゴンカヌー大会やオープンウォータースイミング大会等でございます。

次ページ、スポーツセンター管理費 4,677万円、

うち需用費 340万円は、アリーナの非常用発電機修繕や非常灯バッテリー取替え等の施設修繕でございます。

委託料 4,221万1,000円は、指定管理に要する経費として3,820万7,000円、アリーナ改修設計委託に385万4,000円等を計上いたしております。

次ページ、

海洋スポーツパーク構想推進事業基金積立金は、海洋スポーツ施設整備に関して、県からのスポーツ推進交付金を基金に積み立てるもので、1,922万5,000円を見込んでおります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐々木委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

高橋さん。

○高橋委員＝事業説明書の106ページ。

〔「災害や、117ページ」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員＝106ページ、これが600万円弱の減額という前年度比較でなってる分、ちょっとお話聞いたんですが、もしかして違ったらあれなんです、久通地区の敬老会を多ノ郷地区に集約いうふうな話もちよっとあるというように聞きましたが、その関係はあるのかということと、もしそうであれば、交通補助等を含めた地元へのお話はされておるのかということと、違っていればあれですが、長寿介護課長にお伺いいたします。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝以前そういう話も一旦ございましたけど、現時点で久通地区と多ノ郷地区を一緒にやるということは、今、考えておりません。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝大変申し訳ございません、1点抜かしておりましたので御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書でございますが、117ページでございます。2目 社会教育施設災害復旧費でございますが、災害復旧のために前年と同額の200万円を計上いたしておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝76ページのあったかふれあいセンターは、多ノ郷地区に整備をするような話が進んでおったかと思えますけど、安和地区に行っちゅうなと思うけど、これどうなっていますか、多ノ郷地区は。安和地区にできることはとてもいいことですが、多ノ郷地区はどうなっていますか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝多ノ郷地区に関しては、まだ今のところ進んでおりません。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝でも、令和2年度のいろんな発言の中で、所長の発言の中で、多ノ郷地域にというような方向性は示されていなかったか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝社協とも協議を何回かしたとこでありまして、ちょっと多ノ郷地区にできないかという相談も持ちかけてはいたんですが、適当な場所がちょっと見つからないということで、今のところは、まだちょっと目途がついておりません。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝そしたら、多ノ郷地区にあったかふれあいセンターを設置しようという行政側の意向はあると。考え方によったら、来年度ですよ、おかしいね、そんな、4年度でしようね、4年度にその場所も含めて、設置する方向でやるということですか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝その、まだ、ちょっと、4年度からできるかっていったら、ちょっと断言はできないんですが、社協とも協議を続けていきたいとは思っております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝是非それはね、そういう発言は、たしか所長はされておったと思いますよね、市民の期待もあるわけで、何がネックかっていうことで、その問題点の解決をしながら、そんな方向で取り組んでほしいなと思うところです。それは要望なんです。

97ページですけど、この8人の利用があるということでしたが、委託先、主にこれの運行ですね、移動支援を担ってくださっている事業者はどこですか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝主には社協です。それからヘルパーステーションとか、一応5事業者に事業を委託しております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

○豊島委員＝ちょっと待ってください。ちょっと委員長、待ってください。いっぱい説明があったので、いろいろ聞きたいと思っていますから、ちょっと待ってください、ことを急かさないでください。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝じゃあ、これは、車両自体は、特にそういった事業所が持っていたら問題ないということですか、ちょっと私が勘違いしてるみたいですけど。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝はい、その車両のほうも、事業者が持っているものを使用しているものです。

○豊島委員＝はい、分かりました。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝105ページに地域活動支援センター事業費が計上されていて、秋頃に事業開始を目指すというふうに言われましたけれども、これは、具体的にはどこを拠点にとか、事業内容は、さっき説明があったんですけど、委託費になっているけど、委託先はどこなのかも含めて教えてください。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝まだその活動場所については、今は選定中であります。

それから、委託先についても、相談している法人はありますけれども、まだこれからの協議というふうになっております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝分かりました。

162ページのここで生活保護に関する予算になっていますけれども、今よく議論になっています、生活保護を申請するときに扶養の照会をするというふうなことで議論がされています。それがネックになって申請を躊躇するというような人もいるということですが、実際そういうことを私も以前にお聞きしたことありますけれども、須崎市の今の対応はどんなふうになっていますか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝扶養の照会ということですが、生活保護の申請に来られた場合、扶養調査も一応しなければならないということになっておりまして、本人からの、申請者からの聞き取りですよね、本人がいれば親、子供がおれば子供とか、親兄弟、子供にどういう扶養の可能性があるかどうかの聞き取りを行っております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝本人に聞き取りを行うという程度に留めていますか、それとも相手方への

その照会ですね、問合せですね、そういうことについては、どんなふうにされていますか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝それはケース・バイ・ケースで対応しております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝是非そこについては本人の意向も尊重しながら、そのことによって、扶養照会をされる故に申請を躊躇するというふうなことがあってはいけないと思います。

でも、私は、基本的には、やっぱりそれはしないというふうな方向で、扶養照会はないという方向で、やっぱり行くべきだというふうに思いますので、

そんなに須崎市の場合には、私が知る範囲では、強引ではないかなというふうに思っていますけれども、そこについては是非そんな方向に向けて、目指していったほしいというふうに思います。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝166ページですけれども、この就労準備支援事業費を社協に委託をしていますということですけど、実績というのはどんなふうになっていますでしょうか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝令和元年度の実績になりますが、就労支援準備事業で、相談件数は延べ15件ありました。そのうち、支援調整会議に諮って支援決定した方が1人おります。以上です。

○佐々木委員長＝すみません、一応1時間経過しましたが、どうでしょうか、休憩いたしますか。この通常どおり10分休憩しますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝そしたら、この際10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 再開

○佐々木委員長＝それでは時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。
豊島さん。

○豊島委員＝171ページですが、これは生活保護の状況ですが、今の、最近の、と言いますか、

これ予算額は同じですが、受給者の状況はどのようになっていますでしょうか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝生活保護受給者の状況ということでございますが、本年1月末現在での受給者は、459世帯で581名、保護率は28.2パーミルとなっております。以上です。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝最近、やっぱり増えているというような傾向にありますでしょうか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝最近は、ちょっと若干減少傾向にあります。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝125ページです。125ページの中山間地域ホームヘルパー養成事業費ということで、これは新たに、新規に始めるということですが、何人ぐらいのその養成を考えていますか。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝具体的に何人という数字はまだ想定しておりませんが、令和元年度に社会福祉協議会に委託して実施した事業がございまして、そちらのほうは6名を養成をさせていただきました。

でも、須崎市内はホームヘルパーの事業所が少なく、担い手も少ないところがありますので、できたら、希望的には5名ぐらいを育成したいなというところがございます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝183ページですが、これは、例えばですね、環境保全課長にお尋ねしますけれども、おうちがごみ屋敷みたいになっているというような相談もあっていると思うんですが、やむを得ずして行政がその処理に、環境保全課が乗り出さざるを得ないということもあろうかと思うんですが、そのような実態というのは、どんなふうに把握をされていますか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝ごみ屋敷の相談につきましては、実態としては年に数件程度の相談がっております。

環境保全課の対応といたしましては、まず、個人の敷地内なので、なかなかそこに、そこのごみを手をつけることというのはなかなか課題があって、整理しなければならないところもあるのかなというところで、対応としては、現時点では、そこごみ屋敷の御自宅にお伺いをさせていただきまして、近所のほうからこういういろいろ苦情が出るとか、そういうことを話している中で、一定は片づけしてほしいとあって、指導といいますか、お願いといいますか、そういった話はさせていただいております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝須崎市内の中に、そういう実態があるというふうなことは、今、環境保全課長のほうから触れられたわけですが、そういうことにならないように、そのおうちが、生活能力と言ったほうがいいのか分からないんですけども、そういう部分でちょっと気をつけなければいけない家庭ということになろうと思いますが、そういったことについては、他の課になると思いますけれども、連携をしながら、それをどうす

るかと、もう環境保全課が一部処理せざるを得ないような状況になる手前にですね、生活指導みたいなことに関わっていくというふうなことで対応する必要があるんじゃないかと思いますけど、それについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝現時点におきましても、それぞれの所管課で関わっているケースについては、それぞれの担当部署と連携しながら、先ほど言ったような訪問指導といえますか、そういったものはさせていただいております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝是非よろしくお願ひしたいと思います。

190ページです、これは猫対策事業費ということで新規事業になっていますが、具体的にはどんなふうはこの事業を進めていかれる予定ですか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝この事業につきましては、令和3年度から新たに実施しようとする事業でございまして、補助金なんですけども、猫の不妊または去勢手術に対して、1匹につき5,000円の補助をしようとすることを考えています。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝市民の中には、自分で、猫が可愛いからっていうふうなことで、野良猫を自分のところに近づけて、馴らして、可愛がって、でも、それで地域の周辺の人からいろいろ言われて、でしょうね、こういった対策も取らなければならないというふうなこともあると思うんですけど、そこら辺については、何か条件をつけて、市民から見た公平感っていうことも担保しなければいけないと思うんですが、そこら辺はどんなふう気をつけてやろうというふうに思いますか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝申請書を提出していただく段階で、例えば野良猫であれば、餌をやるだけではなくて、例えばトイレの管理とか、例えばその付近の掃除もしていただきたいとか、そういったことを申請の条件にしようかなということを現在考えています。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝ぜひ、市民の目から見て、そういった不公平感がないような、指摘されるようなことがないような対応というふうなことで、この予算の使い方についてはよろしくお願ひします。

302ページです。学校教育課ですが、この事業の詳細を見ていったときに、役務費で英検の受験料、委託料でG-T-E-C受験料であります、これは具体的にどういうふうなことでしょうか。

例えば、英検の受験料は、子供さんが受験する時に補助をするとか、あるいは、教職員のことなのか、そして、その下のG-T-E-Cの受験料というのもどんなふうなことなのかをお聞きします。

○佐々木委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝お答えします。G－T E Cは、子供たちの英語能力を測るための受験で、毎年やっております。英検につきましては、今年度初めてつけているんですが、コロナの関係でなかなかG－T E C等もできなかったのもので、今年の中学3年生に限って英検の受験料を補助しようとするものです。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それは、中3に限ってということは、希望者全員を対象にするということですか。

○佐々木委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝この計上しています予算は、中学3年生全員で、準2級と3級とありますので、どちらでも受けれるような形にはしております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝この委託料のG－T E Cっていうふうなところは、結局そのタブレットを使っているいろいろなことなんですけど、じゃないですかね、このタブレットを使っていることじゃないですね、G－T E Cは。

○北川学校教育課長＝違います。

○豊島委員＝ちょっと説明してください、すみません。

○佐々木委員長＝どうですか、暫時休憩しますか。

○北川学校教育課長＝そうですね。ちょっと具体的に受けたことがないので。

○佐々木委員長＝暫時ちょっと休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○佐々木委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長。

○北川学校教育課長＝G－T E Cは、中学2年生全員を対象に受ける検定でございます、パソコン等を使いまして英語の技能を検定しておるものでございます。

それが成績に反映されるっていうものではなくて、個々の英語の技能がどれぐらい習得できているかっていうものを測るものでございます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それは分かりました。

そしたら、309ページのG I G Aスクールサポーター業務委託料というところがありますけど、委託先はどこになりますか。

○佐々木委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝G I G Aスクールサポーターの委託先は、現在のところ富士通イ

ンフォテックさんの中のC Eさんのほうにお願いをしております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝362ページ、図書館です。図書館等複合施設整備事業費ということで大きな予算が計上されています。図書館建設が具体化するなというところを思うところですけども、先だっての全員協議会でしたね、説明がされまして、図面もいただいたところですが、どこまで市民の意向とかが反映されているのかなっていうのについても、まだ市民の皆さん方に問わないと分からないっていうようなところもあると思いますけれども、今後の進め方ですが、どんなふうにされていくだろうというふうにお聞きしたいです。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝進め方でございますが、基本計画の案をできるだけ早く作成いたしまして、設計も同時並行では進むんでございますが、基本計画の案が皆様にお示しできる段階で、議員の皆様及び市民の皆様に意見をお聞きする場を設けたいと考えております。大体、9月末ぐらいには、やりたいと考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝本当に大きな事業、予算が大きいわけですから、その予算がそれに見合うかどうかというの、ここから先、まだ議論もしていく必要があると思いますが、一応、約25億というふうに言われていますけど、一つ気になるのは、この多目的ホールと今の文化会館の大会議室の使い分けといいましょうか、あそこに文化会館の大会議室というところがあって、それよりもまだ少し大きい一室、一つの部屋を、間仕切りなしのを造って、どういうふうな使い方するだろうっていうふうなことを非常に不透明な部分もあると思うんです。不透明といたら、これはコロナの関係です。市民の皆さん方が密を避けるとかいうふうなことはよく国からも言われているわけで、一旦このコロナが終息した後での新しい生活様式の中での市民の意向ですね、市民に限らん、住民のといいましょうか、皆さん方のそういった施設に対する意向、それは図書館部分もそうですが、多目的ホールについても、まだまだ分からない点もあるというふうに思っているところでして、そこら辺は市民の意見もやっぱり聞きながら、いろんな議会なんかでも十分に議論をしながら、この事業を進めていく必要があるのではないかなっていうふうに思います。

例えば、まだ詳細は分かっていないから何と言っていいかわかりませんが、文化会館の全体のその後の管理運営について、年間にやっぱり5,000万円を出しているわけですね。そして、今度の図書館についてもどんなふうになるだろうと、その多目的ホールは防音にするだろうというふうに思いますけれども、その維持管理費なんかどれぐらいになるだろうとかいうふうなことについてもちょっと示していただく必要がある。だから、示された段階で、もしかしたら、計画変更もあり得るというふうな、そんなこともあるでしょう。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝不確かなお答えは、なかなかしにくいところではございますけれども、基本計画・基本設計でお示しして、その案ができた段階で、今申し上げたとおり、市民の皆様、また議員の皆様にお示しして、意見はいただきたいとは考えております。ただ、今、豊島委員がおっしゃったとおり、コロナのこともございます。それから、コロナ以降どうなるかというところもございますが、建物的には、文化会館の1.5倍という施設規模は目指していく計画でございます。文化大会議室、コンベンションホールという今、仮称で呼ばせていただいておりますが、その広さについては、1.5倍の規模を目指しております。

その理由といたしましては多々あるんですが、文化会館のほうが今、稼働率80%ぐらいをずっと3年ぐらいキープしているんですが、その文化会館の大会議室が入れないというイベント等もございまして、それはお断りしているという状況もございます。

先だって市長がお答えしたとおりでございますので、そういうことも踏まえて、文化会館の大会議室の1.5倍のコンベンションホールを計画したいという方針でございます。以上でございます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝文化会館の稼働率が高いということについては、私も今までも何度も何度も指摘もしてきたところですけど、でも、だから、今の「交流ひろばすさき」の会議室を大きくしたらどうかというような意見も申し上げてきたところですけど、

使っている利用団体なんかをよく見たら、やっぱり相当、須崎市だったり、そういった行政に関するところも多分に利用しておって、ここの会議室が、保健福祉センターの会議室が使えなくなったというふうな状態で、結構あの文化会館の大会議室を現在は使っているというような現状にあるかと思ひまして、本当にそういう使い方をしている時に、指定管理料としては一般の、この、業者の人も使うような、そういう状況を前提とした使用料金がずっと設定もされてきているわけで、そこら辺も非常にこう、ここから先、2つの施設に大きな維持費が要ったら大変だなというふうなことも私は心配をするところですが、是非そういった市民の意見を今後聞いていくという場をやっぱり重ねて持っていただくように、要望をしておきたいというふうに思います。要望ですけど、よろしゅうございますでしょうか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝先ほどもお答えいたしました、意見聴取の場は設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

西村さん。

○西村委員＝すみません、環境保全課長、猫対策事業に30万円、先ほど答弁でやり取

りしておられた中で、野良猫についても餌やりをやって、トイレか何かを世話したらそれを対象にされるみたいなことも、ちらっと伺ったように思いますけど、この野良猫というのは餌づけ自体が、やはり今、社会問題であって、近年、この高知県においては、動物愛護団体等々の圧力もあり、殺処分は数年間行われていないのはやっぱり現状だと思います。

それは否定をするわけではないですが、片や困っている方もたくさんいるというような認識もやっぱり持っていただかんといかんと思いますので、この辺の、まず、猫対策というのは、野良猫をいかに少なくするかとか、そういうことを鑑みてですよね、簡単にその野良猫で餌づけして、トイレやったらそれを対象にするって、それはちょっと僕は違うんじゃないかなというふうに思います。その辺の解決をかつちりしていただきたいと思いますが、そこについてどうでしょうか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝まず野良猫対策についてですが、まず補助を申請する段階で、今言いました餌をやるのであれば、きちんとその野良猫を管理してほしいというところの、例えばトイレの世話であるとか、それから周辺の掃除であるとかですが、そういったものを申請書、申請している段階で、そういう条件をつけようというのを今考えています。

それと併せて、西村委員御指摘の部分については、今、物すごく野良猫自体が増えている。その原因が、やはり猫自体が捨てられているとか、あるいは、その捨てられた野良猫についても、年に例えば子供を産むのが2回から3回、1回子供を産むのに3匹から5匹程度生まれるという中で、恐らくかなりの野良猫が増えてきているんじゃないかという認識をする中で、この補助金と併せて、これは須崎市だけではなくて、やはり県、主は福祉保健所なんですけども、とも連携しながら、一定、地域猫活動という言い方をしているんですけれども、そういったその野良猫を地域でどのように管理しているか、これ以上猫を増やさないと、そういったものを、補助金、補助制度と併せて、そういった対策をやっていこうかなということで今考えています。

その一つとして、今回の補助金、まずは子猫をこれ以上増やさないとというのが、という一つの目的の中で、今回こういう補助制度を設けさせていただいたということで、それと併せて地域の、地域猫活動という言い方しているんですけど、地域の中の野良猫をどういうふうにしていくかという問題は、この補助制度も併せて、別建てで、今後、環境保全課のほうとして検討していきたいと思いますし、そのためには県のほうの、今ありました動物愛護の方針、計画、指針ですとか、あるいは、その取組みなんかもありましたので、そういった県との連携も図りながら、今後、野良猫の対策を進めていきたいのかなというふうに考えております。

○佐々木委員長＝西村さん。

○西村委員＝環境保全課長のその御認識とか、それ、本当理解しますけど、一つ提案で

すが、この野良猫について、ただ餌をやってトイレだけ管理するんで、そのまま助成するじゃなくてですよ、野良猫を飼い猫として扱ってもらおうというような確約までやっぱり取っていただきたいなと思うんですよ。餌づけ自体がやっぱり僕も問題だと思えますんで、それをやった上に、野良猫であっても飼い猫と一緒にですよというような認識の中で補助金を使うのであればいいですけど、単にそこに、その辺にいる野良猫に餌をやって、トイレだけ替えますよ、それで補助金出しますよというのは、ちょっとその辺どうかなというような思いもします。

野良猫で困っている人はたくさんおります。庭へ入ってきて糞をしたりとか、糞尿の問題とかで、そういうことを含めてですよ、先ほどいろんな流れのこともお聞きしましたんで、それもありがたい話だと思いますが、ひとつ、ちょっと頭の中に入れておいてもらいたいなというような思いもしております。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝現在、まだ申請書の様式をつくって、今、作成中なので、ちょっと西村委員の御提案いただいたものをどこまで踏み込んで書き切れるか、その、誓約書方式にするのか、単なるお願い事の文書にするのか、ちょっとその辺は、今いただいた御意見を踏まえて、こちらのほうで考えたいと思いますので。

○佐々木委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

豊島さん。

○豊島委員＝採決する前に、一言申し上げます。

私は、基本的にこの予算に反対するものではありませんけれども、やっぱり、このマイナンバーカードに関する予算が計上されていますので、そういった点から、この予算に賛成できません。

○佐々木委員長＝それは、いわゆる反対の意思表示ということですね。

それでは御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第21号 令和3年度須崎市スクールバス特別会計予算について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第２１号令和３年度須崎市スクールバス特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○北川学校教育課長＝市議案第２１号令和３年度須崎市スクールバス特別会計予算について御説明いたします。

別冊 議案書の７０ページ、須崎市特別会計予算書の２１ページからでございます。

まず、第１条で、歳入歳出予算の総額を ８８２万２，０００円と定め、

第２条では、一時借入金の最高額を ６００万円と定めることとしております。

次に、２５ページ、歳出でございます。

第１款 スクールバス事業費 ８３２万１，０００円、

内訳は、車検時の修繕料 １１万円、車検代行手数料や任意保険料に １３万３，０００円、バス運行委託料 ７８３万７，０００円、バス駐車場用地の賃借料 ２０万１，０００円、重量税 ２万５，０００円、事務費 １万５，０００円でございます。

第２款 公債費には、バス買換えのための起債借入れに対する利息分として １，０００円を、

第３款 予備費として ５０万円を計上いたしております。

これに充当する財源としまして、２４ページの歳入では、

第１款 第１項 使用料を ９０万円、

第２款 繰入金として一般会計から ７９２万２，０００円を繰り入れることとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第２２号 令和３年度須崎市国民健康保険特別会計予算について

○佐々木委員長＝ 続きまして、市議案第２２号令和３年度須崎市国民健康保険特別会

計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝市議案第22号令和3年度須崎市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

別冊 令和3年度須崎市特別会計予算書29ページからでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億9,544万4,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定め、

第3条では、歳出予算の流用について定めております。

それでは、40ページを御覧ください。

歳出から御説明いたします。

第1款 総務費は、職員の人件費などの総務管理費、国保税の徴税費、運営協議会費など6,047万9,000円を計上しております。

第1項 総務管理費 第1目 一般管理費の職員人件費を除く一般管理費 1,183万2,000円の主な内訳は、

国保連合会電算事務手数料 215万1,000円、

国保基幹システム改修委託料 275万円、

これは平成30年度の税制改正が令和3年に施行されたことに伴います電算システム改修費でございます。

レセプト点検委託料 361万7,000円、

電子計算機器利用負担金 69万8,000円などがございます。

第2目連合会負担金は501万円でございます。

第2項 徴税費は、国保税を賦課徴収するための経費としまして、

電算機器利用負担金 86万5,000円、

高幡広域市町村圏事務組合負担金 706万8,000円などで、

935万4,000円となっております。

第3項 運営協議会費は、須崎市国保運営協議会への委員出務報酬で20万7,000円を計上いたしております。

第2款 保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金に20億9,950万8,000円を計上しております。

第1項 療養諸費に17億9,202万9,000円は、一般被保険者療養給付費に17億7,190万1,000円、退職被保険者等療養給付費に1,000円、一般被保険者療養費に1,397万4,000円、退職被保険者等療養費に1,000円、審査支払手数料に615万2,000円でございます。

第2項 高額療養費 2億9,197万1,000円は、一般被保険者高額療養費に

2億9,186万9,000円、退職被保険者等高額療養費に1,000円、一般被保険者高額介護合算療養費10万円、退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円でございます。

第3項 移送費10万1,000円は、一般被保険者に10万円、退職被保険者等には1,000円を計上いたしております。

第4項 出産育児諸費に1,260万7,000円、

第5項 葬祭諸費に180万円、

第6項 傷病手当金に100万円を計上いたしております。

退職被保険者等分が全て1,000円となっているのは、枠取りで計上いたしております。退職被保険者制度は、終了に伴い、現在、対象者はおりませんが、遡及して対象となる場合があるためでございます。

第3款 国民健康保険事業費納付金は7億8,395万3,000円で、昨年度より3,907万5,000円の減額となっておりますが、これは主に被保険者の減少や令和元年度分の前期高齢者交付金の精算分が県に追加交付されたことによるものでございます。

内訳としましては、

第1項 医療給付分5億4,355万3,000円。

第2項 後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療などに係る保険者の負担金で、後期高齢者支援金等分として1億6,941万8,000円。

第3項 介護納付金分が7,098万2,000円でございます。

第4款 共同事業拠出金は、退職医療の国保連合会への共同事業負担金の委託料で1,000円を計上いたしております。

第5款 保健事業費は、特定健康診査等事業費及び保健事業費で3,935万1,000円を計上いたしております。

第1項 特定健康診査等事業費の内訳でございますが、

特定健康診査事業費は、協力員謝礼や事務費、特定健康システム事務データ等管理手数料のほか、特定健診委託料、特定健診受診勧奨支援業務委託料などに2,225万2,000円。

特定保健指導事業費は、特定健診の結果により積極的支援、動機づけ支援の保健指導を行うもので、報償費や事務費のほか、委託料などに293万7,000円。

生活習慣病予防対策支援事業費は、栄養士等専門職員による訪問、啓発、受診勧奨等の実施のための会計年度任用職員の経費、受診勧奨協力員謝礼などに392万8,000円。

次のページを御覧ください。

健康教育事業費は、運動教室や健康教育などの事業経費と健康パスポート利用促進経費などに26万9,000円。

歯科保健指導事業費は、歯科指導を行う際の費用に 89万6,000円を計上いたしております。

続きまして、第2項 保健事業費 906万9,000円の内訳でございますが、
第1目 保健衛生普及費は、医療費通知処理手数料のほか、ジェネリック医薬品の差額通知業務委託料などに要する経費に601万9,000円、

第2目 高額療養費貸付事業費は、高額療養費貸付事業の貸付金と委託料を合わせまして 305万円を計上いたしております。

第6款 基金積立金は、基金の利子積立として 1,000円。

第7款 公債費は、一時借入金利子として 1,000円。

第8款 諸支出金は、国保税の還付金及び還付加算金として、一般被保険者分 200万円、退職被保険者等分 15万円を計上いたしております。

第9款 予備費は 1,000万円を計上いたしております。

これにより、歳出予算の総額を 29億9,544万4,000円といたしております。

続きまして、35ページを御覧ください。

歳入でございます。

第1款 国民健康保険税として 5億6,444万3,000円を計上いたしております。

内訳としましては、

一般被保険者国民健康保険税を 5億6,443万3,000円、
退職被保険者等国民健康保険税を 1万円としております。

第2款 使用料及び手数料は、国保税の督促手数料などで 40万1,000円。

第3款 県支出金 21億2,356万8,000円は、
医療費に要する保険給付費の財源として普通交付金に 20億8,400万円と、
保険者努力支援分等の特別交付金に 3,956万8,000円
を計上いたしております。

第4款 財産収入 1,000円は、基金利子収入です。

第5款 繰入金は、一般会計からの繰入金で 2億9,727万円。

内訳としましては、

保険基盤安定繰入金(軽減分)としまして、1億1,689万6,000円、
保険基盤安定繰入金(支援分)としまして、6,520万3,000円、
職員給与等繰入金が 5,607万8,000円、
助産費繰入金が 840万円、
財政安定化支援事業繰入金が 4,069万3,000円、
その他繰入金としまして 1,000万円でございます。

第6款 繰入金として1,000円。

第7款 諸収入は 976万円で、

内訳としまして、

第1項 国保税延滞金加算金及び過料として 300万円を計上いたしております。

第2項 雑入は 676万円で、

第三者障害医療費納付金として、一般分を 300万円、退職分を 5万円。

医療費返納金としまして一般分を 50万、退職分を 1万。

また、高額療養費貸付金受入の 300万円、

雑入として 20万円を計上いたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝皆さん、昼になりましたがどうでしょうか。通常どおり休憩取りですか。

○西村委員＝取らんと無理やろ、もう。執行部もあれ30分まで終わらんでしょう、1時回らへんですか、これ、まだ裏もありますよ、陳情もありますよ。

○豊島委員＝いけるろう、続いてやれませんか。

○高橋委員＝ちょっと30分じゃ、無理じゃないかな。

○佐々木委員長＝そうしたら、もう昼休み1時間取りますか。

○西村委員＝執行部もええの、御飯も食べんで。もう50分まで、あと10分で終わるというわけにいかんやろ。まあ、ほかの人に聞いてください。

○佐々木委員長＝そのような意見もありますが、どうですか。委員の皆さんのほうの御意見は。

○西村委員＝30分ぐらいで終わるんやったら、やったら、ええと思うけれど。

○豊島委員＝陳情に時間かかるが。あんまりかからんが、陳情。

○西村委員＝それは豊島さん次第。

○豊島委員＝いや、そしたら終わると思いますよ。

○佐々木委員長＝豊島さんは終わると思いますということです。

○西村委員＝豊島さんが終わる言うたら、やったらええ。

○豊島委員＝陳情で時間かからんかったら。

○佐々木委員長＝執行部はどうですか、何か昼休み御予定がある方はおりますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝続行して構いませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝では、続行させていただくということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝今、市民課長のほうから説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第23号 令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第23号令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝続きまして、市議案第23号令和3年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

特別会計予算書53ページからでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,401万3,000円と定め、第2条で、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは、60ページを御覧ください。

歳出から御説明いたします。

第1款 総務費は、総務管理費及び徴収費として2,354万9,000円を計上いたしております。昨年度より1,058万4,000円の増額となっておりますが、これは人事異動に伴う人件費の増額によるものでございます。

第1項 総務管理費は、人件費のほか、システム利用料などの事務経費としまして2,257万8,000円、

第2項 徴収費として97万1,000円を計上いたしております。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料などの納付金として3億8,886万2,000円。

第3款 諸支出金は、保険料に係る還付金として110万2,000円。

第4款 予備費につきましては、50万円計上しております。

続きまして、57ページ、歳入でございます。

第1款 後期高齢者医療保険料としまして2億7,108万8,000円を計上しております。

第2款 使用料及び手数料は、保険料の督促手数料などで10万1,000円。

第3款 繰入金は、一般会計からの繰入金 1億3,122万2,000円です。
次のページを御覧ください。

内訳としましては、

事務費繰入金 1,354万9,000円、

保険基盤安定繰入金に 1億1,767万3,000円を計上いたしております。

第4款 繰越金として 1,000円、

第5款 諸収入では、保険料延滞金などで 1,160万1,000円を計上いたしております。昨年度より 1,040万円の増額となっておりますが、これは令和3年度4月より、須崎市の職員が広域連合へ派遣となることに伴う人件費分の増額となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝以上、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ないですか。

ないようですので、採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第27号 令和3年度須崎市介護保険特別会計予算について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第27号令和3年度須崎市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です。よろしくお願いいたします。

市議案第27号令和3年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案書76ページ及び別冊 令和3年度須崎市特別会計予算書97ページからでございます。

別冊、須崎市特別会計予算書の97ページをお願いいたします。

令和3年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,300万3,000円と定めようとするものでございます。

第2条で、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、

第3条で、歳出予算の流用について定めております。

それでは、108ページの歳出から御説明いたします。

第1款 総務費は、職員人件費等の総務管理費、介護認定審査会費など 6,298万6,000円を計上しております。

内訳といたしまして、

第1項 総務管理費は 2,655万1,000円で、主に人件費でございます。

第2項 徴収費は 142万5,000円で、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の徴収に関する経費でございます。

続きまして、109ページ、

第3項 介護認定審査会費は 3,501万円で、

内訳としましては、

第1目 認定調査等費 2,967万円、

110ページ、

第2目 認定審査会負担金 534万円でございます。

第2款 保険給付費は、前年度比 5,878万2,000円減の25億1,157万3,000円を計上しております。

内訳といたしましては、

要介護1から要介護5までの方を対象とした介護サービス費であります。

第1項 介護サービス等諸費 22億4,293万3,000円、

111ページ、

第2項 介護予防サービス等諸費 6,979万円は、要支援1、2の方を対象とする介護予防サービス費でございます。

第3項 その他諸費 300万円は、国保連合会への審査支払手数料でございます。

第4項 高額介護サービス等費 6,510万円は、利用者負担が高額になった場合、申請により一定額以上を給付するものでございます。

続きまして、112ページ、

第5項 高額医療合算介護サービス等費 1,030万円は、介護保険と医療保険の両方の利用負担を年間で合算し、高額になった場合、限度額を超えた分を支給するものでございます。

第6項 特定入所者介護サービス等費 1億2,045万円は、低所得の方が施設サービスを利用した場合の食事に要した費用や、居住または滞在に要した費用の一部を給付するものでございます。

次に、第3款 地域支援事業費は、前年度比 430万4,000円減の1億6,591万円を計上しております。

内訳といたしましては、

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費は、前年度比 537万5,000円減の8,337万4,000円で、介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」や「通所型サービス」の実施等に要する費用及び「介護予防プラン」の作成に要する費用等でございます。

113ページ、

第2項 一般介護予防事業費 1,725万7,000円は、介護予防に関する啓発や、各地域で行われていますいきいき百歳体操の実施等に要する費用でございます。

続きまして、114ページ、

第3項 包括的支援事業・任意事業費は、前年度比 882万円増の6,484万7,000円を計上しております。

115ページ、

第1目 包括支援センター総務費 4,142万4,000円は、職員人件費のほか、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料等でございます。

第2目 総合相談・権利擁護事業費 25万1,000円は、高齢者の虐待防止や権利擁護などに要する費用でございます。

116ページ、

第3目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 12万円は、住まいや医療、介護予防、生活支援など、包括的ケア体制を構築していくための研修会講師謝金などでございます。

第4目 任意事業費 692万8,000円は、介護給付費適正化事業費や家族介護支援事業費、成年後見人制度に係る事業費等に要する費用でございます。

続きまして、

第5目 在宅医療・介護連携推進事業費 38万4,000円は、在宅医療と介護連携のための研修及び啓発に係るものでございます。

117ページ、

第6目 生活支援体制整備事業費 396万7,000円につきましては、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置運営等に要する費用でございます。

続きまして、

第7目 認知症施策推進事業費 1,141万2,000円につきましては、職員人件費のほか、認知症初期集中支援推進事業費 114万3,000円及び認知症地域支援・ケア向上事業費 384万9,000円の合計となっております。

続きまして、118ページ、

第8目 地域ケア会議推進事業費 36万1,000円は、多職種の方の協働による個別の事例検討等を行う個別ケア会議の開催費用でございます。

119ページ、

第4項 その他の諸費 43万2,000円は、国保連合会への介護予防・日常生活

支援総合事業に係る審査支払手数料でございます。

次に、

第4款 基金積立金 第1項 基金積立金 3万1,000円は、介護財政調整基金の利子の同基金への積立金でございます。

第5款 公債費は、一時借入金の利子として 50万円を計上しております。

続きまして、

第6款 諸支出金として 100万3,000円は、第1号被保険者の過年度分の保険料還付金等でございます。

120ページ、

第7款 予備費として100万円を計上しております。

続きまして、103ページからの歳入について御説明をいたします。

第1款 保険料は、第1号被保険者の介護保険料 4億6,807万3,000円。

第2款 使用料及び手数料は、督促手数料など 13万円を計上しております。

103ページから104ページ、

第3款 国庫支出金

介護保険給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力交付金で7億970万5,000円、

その内訳につきましては、

第1項 国庫負担金 4億3,736万2,000円が保険給付費に係る国の負担分、

第2項 国庫補助金 2億7,234万3,000円は調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金でございます。

続きまして、

第4款 支払基金交付金は 7億540万7,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

続きまして、105ページ、

第5款 県支出金は、4億400万8,000円で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で、

その内訳といたしまして、

第1項 県負担金 3億7,889万7,000円は介護給付費負担金、

また、第2項 県補助金 2,511万1,000円は地域支援事業交付金でございます。

続きまして、

第6款 財産収入は、財政調整基金積立金の利子収入 3万1,000円を計上しております。

106ページに移りまして、

第7款 繰入金 4億5,564万7,000円につきましては、

第1項 一般会計繰入金は 4億5,004万5,000円で、
主なものとしましては、

第1目 介護給付費繰入金 3億1,394万6,000円は保険給付費の12.5%
を市が負担するものでございます。

第2目 低所得者保険料軽減事業繰入金 4,751万2,000円は、低所得者の
保険料を軽減するために要するもので、

第3目及び4目は、地域支援事業繰入金で合計 2,511万1,000円。

第5目 その他一般会計繰入金 6,347万6,000円は職員給与費、事務費に
係る繰入金でございます。

107ページ、

第2項 基金繰入金は、財政調整基金からの繰入として 560万2,000円を計
上しております。

最後になりますが、

第8款 諸収入は、保険料の延滞金などで 2,000円を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝私、一般質問でも、国の住民の負担増を求めるというふうなことでのこの
変化、非常に心配をしておりますけれども、そういうことを、本当に10万円以上を
年金もらっている人が特別養護老人ホームの多床室などに入所しておれば、今現在で
もほとんどぎりぎり生きているのに、あと2万2,000円上がれば、これは年金以
上になるというふうなことじゃないかなというふうに思っています。だから、ここ
について、この介護保険会計の中でどうやってできるかということを本当に限られてく
ると思いますけれども、やっぱり国に向けてですよね、そういったことに対する異議
の申立てみたいなことも本腰でやっぱり言っていかないと、住民の命を守れないし、
市としてもですよね、介護保険財政そのものが成り立たないということになるんじ
ゃないかなと思いますが、どんなふうにお考えでしょうね。

本当に、国に言っていくしかないんじゃないかなと思うんですけど。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝委員おっしゃるとおり、負担が増えていくのは今回の報酬改定で
私どものほうも分かっておりますので、また他市町村でありますとか県とも連携しな
がら、その辺、要望も上げていく場面が出てくるかとは思っています。その状況を一旦見
ていこうかなというふうには考えております。

○佐々木委員長＝豊島委員。

○豊島委員＝一応3年間の利用状況などを勘案をして、この現状、あるいは、いろん

事業計画が出されていますけれども、その3年間の中でも、やっぱり必要があれば見直しをすると、事業の在り方なんかについても予算が伴ってくるわけですが、見直しをするということも若干においてはあり得ることですか。これ、がんじがらめですか、今回こういった事業をするから、こういった予算が必要なんですということでこの予算が出されてきていますよね。けれども、それは場合によっては、見直さざるを得ないというような場面も出てくるというような予算ですかね。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝今時点で、この予算を見直すというような状況にはないと思っておりますけれども、来年度からの事業運営の中で見ていきたいというふうには考えております。あくまで介護制度の中で決まっているものになっておりますので。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第29号 令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第29号 令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝市民課です。市議案第29号別冊 令和2年度須崎市一般会計補正予算（第11号）につきまして、市民課所管分の御説明をいたします。

別冊 補正予算書の19ページでございます。

第2款 総務費 第3項 戸籍住民基本台帳費 第1目 戸籍住民基本台帳費、

報償費 300万円の補正は、地方創生臨時交付金事業費（マイナンバーカード普及促進事業費）としまして 2,000円相当の商品券、1,500枚分を購入するため、更正しようとするものであります。これは、第3号補正予算により購入いたしました約1,000枚の商品券が、令和3年1月7日に全て配布が終了したためでございます。

需用費 8万円の補正は、マイナンバーカード普及促進事業について広報するための封筒やチラシ、印刷代などでございます。

役務費 5万6,000円の補正は、マイナンバーカード普及促進事業に係る郵送料でございます。

備品購入費 81万2,000円の補正は、氏名や住所変更に伴いますマイナンバーカード裏面記載事務のための専用プリンター一式の購入費でございます。

次に、20ページを御覧ください。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉費総務費

繰出金の 874万1,000円の更正減は、国民健康保険特別会計繰出金で保険基盤安定事業や財政安定化支援事業などの減額によるものです。

第5目 老人福祉費のうち説明欄、下段ですが、

後期高齢者医療事業費更正が 225万3,000円は、令和2年度分負担金の確定による後期高齢者医療療養給付費負担金の 121万円の増額と、基盤安定繰出金の確定による後期高齢者医療特別会計繰出金の 104万3,000円の増額によるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

第2款 総務費 第3項 戸籍住民基本台帳費、地方創生臨時交付金事業費（マイナンバーカード普及促進事業）360万円につきましては、事業の目的としております20%のマイナンバーカードの交付率に対しまして、令和3年度2月末の交付率が15.18%の事業進捗状況でございまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから繰越しをお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝それでは、福祉事務所が所管いたします3月補正予算を職員人件費の部分を除き御説明いたします。

20ページでございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費で 1,217万9,000円減額更正のうち、社会福祉協議会運営補助金で、主に人件費に係る分について28万3,000円減額更正しております。

続きまして、

3目 障害者自立支援給付費で 300万円でございますが、児童発達支援、放課後等デイサービス給付費の不足が見込まれるものであります。

その下、

4目 障害者地域生活支援事業費 50万円でございますが、ストマなど日常生活用具給付事業費の不足が見込まれることにより、補正をお願いするものでございます。

以上です。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です。よろしくお願いいたします。

別冊 補正予算書20ページ、

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第5目 老人福祉費、

貸出用備品、DVDプレーヤー購入費として1万7,000円の増額、

福祉タクシー事業費で180万円減額のほか、

住宅改造支援事業費で199万8,000円、

老人施設入所措置費で720万円、

高知県福祉避難所指定促進等事業費で10万円、

それぞれ決算見込みにより減額するものでございます。

第8目 介護保険推進事業費につきましても、決算見込みに基づき、介護保険特別会計繰出金を861万7,000円減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝続きまして、健康推進課分につきまして御説明いたします。

別冊 補正予算書23ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2目 予防費 1,000万円の補正は、地方創生臨時交付金事業費（ワクチン接種体制強化事業）といたしまして、ワクチン接種に協力していただける市内の医療機関に対して協力金を交付することによって、医療機関によるワクチン接種体制を強化しようとするものです。

次に、同じく

第4目 医療対策費 700万円の補正は、同じく地方創生臨時交付金事業費（検査協力医療機関特別対策事業）といたしまして、発熱等の症状があるとき、身近な医療機関で検査できる体制を構築していただいております市内7か所の新型コロナウイルス感染症検査協力医療機関に対しまして、これまでの協力、また、今後も継続して検査体制を構築していただくために協力金を交付し、医療機関を支援しようとするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

先ほど説明をいたしました

4款 衛生費 第1項 保健衛生費の両事業につきまして、事業が次年度にわたりますことから、事業費の繰越しを行うものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝環境保全課です。職員人件費以外のものにつきまして御説明いた

します。

補正予算8ページの第3表、債務負担行為でございます。

新年度開始前に事業受託者と契約を締結する必要がありますので、固形燃料化ごみ収集業務委託につきまして議決日から令和3年度までの期間、6,039万9,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

また、同様に

不燃ごみ収集委託業務につきましては3,325万7,000円を限度として、分別収集に係るコンテナ集配業務委託につきまして824万円を限度として、可燃物等見廻り業務委託につきまして371万円を限度として、それぞれ債務負担行為を起こそうとするものでございます。

それから、昨年9月に火災事故が起きたクリーンセンター横浪の早期の復旧に着手しなければならないことから、クリーンセンター横浪火災復旧事業といたしまして4億円を限度とし、債務負担行為を起こそうとするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝子ども・子育て支援課です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の21ページをお願いいたします。

人件費を除きます3月補正について御説明させていただきます。

21ページです。

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費についてであります。

子育て支援金支給事業費 15万円につきましては、年度内の出産1人分が不足したための補正でございます。

児童扶養手当事業費 1,100万円の減額更正につきましては、当初の見込みより該当となる方が少なかったことによるものです。

子育て医療応援事業費 370万円の減額更正につきましては、コロナ感染症の影響で受診を控えられたということや、また、高額医療の戻りが多かったことなどが要因となっております。

ひとり親家庭自立支援給付事業費 553万円の減額更正につきましては、事業の給付対象者が当初5人を想定しておりましたが、対象者がなかったことから全額を減額するものでございます。

ひとり親家庭医療費 80万円の減額補正につきましては、利用者が少なかったことによります更正減でございます。

ひとり親世帯臨時特別給付金事業費 500万円の減額更正につきましては、実績見込みによります減額でございまして、新型コロナウイルス感染症対策におけます緊急対応であったことから、国の示した金額で予算計上したための不用額でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

2目 児童措置費についてでございます。

保育協会補助金 331万5,000円の更正減につきましては、実績見込みによります減額でございます。なお、協会運営費の85万2,000円の増額につきましては、おひさま保育園の開園時の警備費として30万円、理事長の社会保険料30万円、開園となった園舎の火災保険料等25万円となっております。

児童手当給付費 1,810万円の減額更正につきましても、同様に実績に基づきます更正でございます。

次に、児童手当を支給している世帯を対象に、1人1万円を給付する

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 135万円の減額更正につきましても、実績に基づきます更正です。

次に、3目 保育園費をお願いいたします。

公立保育園運営事業費更正、吾桑保育園修繕工事費38万円の補正につきましては、園庭の土止め工事と遊戯室の舞台床の改修工事に係る工事費でございます。

公立保育園耐震改修事業費更正、吾桑保育園耐震補強工事施工監理委託料100万円の減額につきましては、実績によります不用額でございます。

次に、安和保育園管理運営委託料79万円の減額につきましては、保育士の育児休業延長によります人件費見合い分の減額となっております。

保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費350万円の補正につきましては、市内の7つの保育園の延長保育事業に対します感染症対策のための事業費でございます。各園が50万円となっております。

次に、飛びまして、29ページをお願いいたします。

29ページ、

10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費についてでございます。

放課後児童クラブ推進事業費583万円の減額更正につきましては、指導員の加配配置を手厚くするために3つのクラブに対しまして、各1人の上乗せの配置を予定しておりましたが、雇用に至らなかったこと等が主な原因となっております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○佐々木委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝学校教育課関係の補正予算書の27ページ、

10款 教育費 1項 教育総務費からでございます。

第2目 事務局費で人件費を除く分を御説明いたします。

事務局費 更正減 470万円は、学校施設長寿命化計画策定業務の委託料で入札による減額。

地域改善対策進学奨励貸付金等事務費 更正 3万2,000円は、需用費の増でございます。

学ぶ意欲を育む教育の充実事業費 109万円の減額は、本年度予定をしておりました事業分がコロナ感染症のため中止となりましたので、それぞれ減額をするものでございます。

地方創生臨時交付金事業費 19万7,000円は、需用費の増額で、就学時健診用のグローブ等、コロナ感染対策衛生消耗品でございます。

続いて、28ページ、

第2項 小学校費でございます。

1目 学校管理費で、小学校管理費更正、

消耗品費 158万4,000円は、机の天板や給食の拠点校方式に係る消耗品、また、急を要する修繕等、電気料 173万円は、実績見込みによる増額でございます。

地方創生臨時交付金事業費は、国の3次補正の感染症対策等のための学校教育活動継続支援事業で、市内各小学校毎に80万円、多ノ郷小学校は120万円の需用費の更正でございます。

同事業の修学旅行支援事業費 更正減は、コロナ感染症で修学旅行が中止となったときのためのキャンセル料を予算化していたものですが、不用になった分を減額するものでございます。

2目 教育振興費でございます。

地方創生臨時交付金事業費（GIGAスクール構想環境等整備事業）で、入札により785万円の減です。これは9月補正で予算化を図り、大型提示装置やタブレットPC充電用保管庫等を整備したものでございます。

次に、第3項 中学校費に移ります。

29ページです。

1目 学校管理費で 217万4,000円の増額です。

中学校管理費更正では、電気料が見込みにより48万3,000円、

備品購入費で机、椅子購入費として17万7,000円の計66万円、

また、地方創生臨時交付金事業費で各校に80万円、それぞれ増額をしております。

地方創生臨時交付金事業費は、不用となった修学旅行のキャンセル料 248万6,000円を減額いたしております。

2目 教育振興費では、小学校費と同様、GIGAスクール構想環境等整備事業で、入札により460万円の減でございます。

続きまして、7ページ、繰越明許費補正について御説明いたします。

1款 教育費 第2項 小学校費で 392万3,000円は、GIGAスクール構想におけるICT環境整備のうち、転送装置、タブレット用プリンター、ヘッドホン等で、校内のネットワーク環境や個別回線整備を行った上で、実際の環境の下で利用の可否を確認する必要があったため、翌年度に繰り越して調達を行う予定のものです。

地方創生臨時交付金事業費は、学校教育活動継続支援事業で、予算が確定したからの事業となり、期間に余裕がないことから、各校 80 万円、多ノ郷小学校 120 万円、全額を繰り越すこととしております。

3 項 中学校費も、小学校費と同様で、

GIGAスクール構想におけるICT整備事業等で 207 万 7,000 円、地方創生臨時交付金事業で各校 80 万円を全額繰り越すものでございます。

学校施設環境改善交付金事業費は、朝ヶ丘中学校のトイレ大規模改造工事で、年度内の工事完成に至らなかったことから、既に業務が委託完了している設計業務を除く予算を繰り越すものでございます。

8 ページ、債務負担行為補正を御覧ください。

下から 2 段目、3 段目の

セキュリティーソフト使用料については、

議決日から令和 8 年度まで

小学校費で 821 万 9,000 円、

中学校で 474 万 1,000 円を債務負担しようとするものです。

これは、本来ネットワーク環境の整備が令和 2 年度に完了し、1 人 1 台端末の運用が令和 3 年度から開始されますが、その環境においても円滑な利用が実現できるよう、学校ごとに個別回線の整備を行っております。

そのセキュリティーを確保するため、合同入札によるフィルタリングライセンスを令和 3 年 5 月から令和 8 年度までの 5 年間に於いて調達を行う予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝生涯学習課分について説明します。

29 ページでございます。

4 目 図書館費で、地方創生臨時交付金事業で 124 万 4,000 円の更正は、図書購入費等でございます。

7 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表、繰越明許費更正、

4 項 社会教育費、地方創生臨時交付金事業費、先ほどの図書購入費等で 124 万 4,000 円を繰り越す必要が生じたことからお願いするものでございます。

最後、8 ページ、

第 3 表、債務負担行為補正でございます。

一番下でございます。

上分交流会館指定管理業務委託を 3 年間指定管理者に委託しようとしておりまして、

議決日から令和 5 年度までの期間、

3, 435万円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。
よろしくをお願いします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

豊島さん。

○豊島委員＝この予算にも、マイナンバー関連がありますから、予算に反対をいたします。

○佐々木委員長＝御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第31号 令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第31号令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝市議案第31号令和2年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。

予算書の44ページを御覧ください。

歳出から説明します。

歳出予算額につきましては、補正はなく、歳入予算の新型コロナウイルス感染症に係る補助金などの補正に伴う財源更正のみとなっております。

続きまして、42ページを御覧ください。

歳入でございます。

第1款 国民健康保険税 第1項 国民健康保険税 第1目 一般被保険者国民健康保険税 35万5,000円の減額は、現年課税分の補正でございます。

内訳としましては、

医療給付費現年課税分が 218万7,000円の更正減、

後期高齢者支援金現年課税分が 142万5,000円の更正、

介護納付金現年課税分が 40万7,000円の更正となっております。

続きまして、

第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金 第2目 災害等臨時特例補助金 445万7,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税減額分の更正でございます。

第4款 県支出金 第1項 県補助金 第1目 保険給付費等交付金、特別交付金の 463万9,000円は、同じく、新型コロナウイルスに係る国保税減額分の特別調整交付金分の更正でございます。

第6款 繰入金 第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金 874万1,000円の減額は、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う一般会計からの繰入金の更正でございます。

内訳としましては、

保険基盤安定繰入金の減額分が 322万5,000円の更正減、

支援分が 319万4,000円が更正減、

財政安定化支援事業繰入金が 276万2,000円の更正減、

その他繰入金が 44万円の更正でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

ないようですので採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第32号 令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第32号令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○松浦市民課長＝市議案第32号令和2年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明いたします。

別冊 須崎市補正予算書の45ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万3,000円を追加し、総額はそれぞれ4億924万円とするものでございます。

49ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金 第1項 後期高齢者広域連合納付金 第1目 後期高齢者納付金、負担金補助金及び交付金の104万3,000円の補正は、保険料などを原資として広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金の更正によるものでございます。

続きまして、歳入でございますが、

3款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第2目 保険基盤安定繰入金 104万3,000円の増額は、保険料の軽減に対する繰入金などである保険基盤安定繰入金の更正によるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第34号 令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第34号令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第34号令和2年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書83ページ及び別冊 令和2年度須崎市補正予算書の57ページからでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,282万9,000

0円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27億6,442万3,000円とするものでございます。

それでは、64ページの歳出より御説明いたします。

歳出につきまして、

第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費 221万円の減額は、職員人件費の更正減。

第3項 認定審査会費 182万5,000円の減額は、職員人件費及び認定調査等費の更正減でございます。

第2款 保険給付費につきましては、それぞれ決算見込みに基づきまして、

第1項 介護サービス等諸費 6,128万3,000円の減額、

65ページ、

第2項 介護予防サービス等諸費 373万2,000円の増額は、

第1目 介護予防サービス給付費 増額更正及び

66ページ、

第4目 介護予防サービス計画給付費の減額更正によるものでございます。

第4項 高額介護サービス等費 535万6,000円は更正増、

第5項 高額医療合算介護サービス等費 100万円につきましても更正増でございます。

67ページ、

第3款 地域支援事業費につきましては、それぞれ決算見込みに基づき更正するものでございます。

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費 430万円の減額、

第2項 一般介護予防事業費 767万5,000円の減額、これは特に本年度につきましてコロナ感染拡大防止のため、ゆうゆう大学等の介護予防事業が開催できなかったことなどによるものでございます。

68ページ、

第3項 包括的支援事業・任意事業費 562万4,000円の減額、

合わせて 1,759万9,000円を減額更正するものでございます。

続きまして、61ページの歳入につきましては、

第3款 国庫支出金を 1,422万5,000円の減額、

62ページ、

第4款 支払基金交付金を 1,705万6,000円減額、

第5款 県支出金を 674万7,000円減額し、

第7款 繰入金につきましても

第1項 一般会計繰入金を 861万7,000円

第2項 基金繰入金を 2,618万4,000円それぞれ減額し、

合わせて3,480万1,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝サービスが減額になっていますが、基本的にはやっぱりコロナのことで、コロナの影響を受けてサービスを利用しなかった、あるいは、地域支援事業なんかもしなかったということでしょうか。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝委員おっしゃるとおりでございます。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

ないようですので採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第36号 指定管理者の指定について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第36号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝市議案第36号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書85ページでございます。

「須崎市障害者社会参加促進施設」の管理業務について、地方自治法第244号の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7号、特定非営利活動法人 ゆら・らを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

現在地で、平成28年4月から令和3年3月末まで指定管理者として指定を行ってまいりましたが、その期間が終了いたしますので、引き続き指定管理者として指定をしようとするものでございます。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしております。指定期間を1年とすることにつきましては、通所を希望する利用者の減少等

もあり、同施設の有効活用について見直す時期に来ていると考えておりまして、指定期間を1年とし、同施設の今後の有効活用について検討していくものであります。

以上です。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第37号 指定管理者の指定について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第37号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝市議案第37号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書では86ページでございます。

この議案は、施設名称「須崎市立上分交流会館」の管理等、地方自治法第244号の2第3項の規定に基づき、須崎市上分丙344番地の2、上分地区地域自主組織を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第３８号 指定管理者の指定について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第３８号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝市議案第３８号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の８７ページでございます。

本議案は、「須崎市立吾桑保育園」の管理等につきまして、地方自治法第２４４号の２第３項の規定に基づきまして、須崎市山手町１番７号、社会福祉法人 須崎市保育協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第６項の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

保育園の統廃合を進めていく中で、吾桑保育園につきましては、安和保育園と同様に地域の活性化の観点で、児童数が２０人を切るまで継続して運営することを決定しておりますが、令和３年度には市の正規保育士が２人になりまして、直営での運営が難しいことから、安和保育園と同様に指定管理者制度によりまして、須崎市保育協会に管理運営をお願いするものでございます。

なお、指定の期間につきましては、保育協会側から指定管理の施設が２園になることから、まずは１年という申出がございまして、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの１年としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐々木委員長＝続きまして、陳情の審査に入ります。

既に陳情文書と陳情文書表などをお配りしておりますので、陳情書の朗読は省略いたします。

陳情第21号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書《継続》を議題といたします。

この陳情につきましては、県議会に対して同様の趣旨の請願が出され、取り下げていることから、その情報を収集するため継続審査とすべきという意見が出されまして、賛成多数で継続審査となっております。

経過について事務局より報告をいたします。

○堅田事務局員＝報告をします。

2月9日に請願の提出者である高知県社会保障推進協議会の事務局長に連絡を取り、県議会への請願を取り下げたことの原因について確認したところ、反対の議員が多く、否決される可能性があったためとのことでした。

なお、お手元にお配りしている資料に、これまでの委員会での審査経過をまとめています。

以上です。

○佐々木委員長＝それでは、委員の皆さんの御意見をお伺いをしたいと思います。

豊島さん。

○豊島委員＝これは、陳情は2つの項目がありますが、私は両方とも、とても重要なことだと思いますが、でも参考に添付してくださっています理念のその意見書案では、県議会に、県知事に対して一つだけ、この制度の創設を求めるというふうなことになるので、陳情書を趣旨採択をして、それで趣旨は採択するが、県議会への、県知事への要望は、この裏の1項目にとどめるというふうなことで、趣旨採択をしたらどうかというふうに思います。

○佐々木委員長＝今、豊島さんのほうから御意見が出ましたが、ほかに。

○西村委員＝委員長、まとめてください。どういうあれですかね。

○佐々木委員長＝まとめるといいますと。

○西村委員＝趣旨採択という内容、1は残すということですか。

○佐々木委員長＝豊島さんその辺のところをちょっと、もう一回……。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午後 1時01分 休憩

午後 1時14分 再開

○佐々木委員長＝そうしたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

西村さん。

○西村委員＝須崎市議会においても、2回のこの議会継続というようなことで、いろいろその県の流れ等々調べていただきました。

県の陳情においても取下げをされているというような経過もございますので、この市町村で財政的な面から考えてもちょっと厳しいという思いがございますので、不採択ということでお願いします。

○佐々木委員長＝高橋さん。

○高橋（立）委員＝私も不採択ということですが、先ほど休憩中にもちょっと言いましたけど、不完全な形でこれを採択していいのか、趣旨採択していいのかというのは、かなり疑問がありますので、先ほど西村委員が言われた経緯も踏まえて不採択としたほうがいいと思います。

○佐々木委員長＝現在、趣旨採択の御意見と、それから不採択の御意見が出ております。そういったことから、挙手により採決をいたしたいと思います。

それでは、陳情第21号を挙手により採決をいたします。

本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝挙手少数でありますので、よって、本陳情は不採択とすべきものと決しました。

以上で教育民生委員会に付託された件に対して終了いたしますが、そのほか皆さんのほうから何かありませんか。

ないようでしたら、以上で終了いたします。

~~~~~

○午後 1時16分 閉会